

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和5年6月26日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 令和5年6月26日（月曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議案の審査

第114号議案（修正案含む）

「質疑・討論・採決」

第124号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄

委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也

佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美 山田辰也

村田康助 山口洋一 滝川健司 中西宏彰

議長 長田共永

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美

書記 請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、6月22日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第114号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）及び第124号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第4号）の2議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭にお願いいたします。なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第114号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入20款繰入金の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、通告に従いまして質疑をさせていただきたいと存じます。

20款1項1目であります。基金繰入金ということで、財政調整基金からの繰入れということでもあります。資料が13ページであります。

この中で、概要書にお示しがしてありますように、財源調整分として9,394万2千円の取崩しがあります。この部分の理由についてお伺いをしたいと存じます。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算案において、財源調整のため計上しているものでございます。

本補正予算案におきまして計上しました歳出事業のうち、国庫支出金等の特定財源が充当されない事業につきましては、財政調整基金から取崩しを行うしか財源がございません

ので、一般会計の歳入不足分の取崩しとして計上をさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 確認をさせていただきましたが、本市における新城市財政調整基金の設置及び管理に関する条例があります。

この中の今、第6条第6項を適用されると理解をしたところでありますが、それは間違いのないのか、確認します。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 委員おっしゃるとおり、条例の第6条第6項に基づき取崩しをさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 取崩しはそのようにされたということは理解をしましたが、これを設置するに当たって、第1条にはこのように書いてあります。「災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じた」ということですが、ただ単に財源の不足を生じ、確かに今、言うように国又は戻入れだとかいうのがありますので、1億3千万円の歳入予算があるわけですが、そのうち財源としては9,300万円余足りないから基金を取り崩してくるということは理解するのですが、あまりにも短絡的な中での財政調整基金からの繰入金だということの解釈をせざるを得ないということもあるわけですが、その点は議案提案者である市長から、「今回の事業、積算したらこうなります。財源が足りないから繰入金という項目を起こして、財政調整基金から繰出しをしていくということが正しい」という指示を受けて、恐らく財政課長は原案をつくられたと思うのですが、それによろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 この補正予算を上程するに当たって、各課からの要求が出てまいります。そうした中におきまして、特定財源があるものにつきましてはその特定財源を充当

させていただき、事業を計上させていただいております。

それで、特定財源のないもの、寄附金等で賄えないもの、まだ前年度繰越金も計上されておられませんので、そうした中で財源等ございませんので、市長の確認をさせていただきまして、この財政調整基金のほうを繰り入れさせていただき予算を上げさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、内容としては山口委員と同じですので、再質疑で入りたいと思います。

この財政調整基金の条例とかそういうものは先ほど説明を受けて理解しておるところなのですが、一番私が言いたいのは、この説明を市民にした場合、その市民が納得できるかというところが一番重要なところだと思います。

それはなぜかと言うと、先ほど財源の不足が生じた場合、こういうことが言われましたけど、豊川市とかほかのところではあまり聞いたことがないというような、私も感じたのです。

この財政調整基金の審査を先ほど出されたから、これを決定したと言うんですけど、先ほど山口委員とかぶるところなのですが、緊急性のものというところの基準とはどういうふうに出されておるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 緊急性といいますか、この予算、事業を実行するに当たりまして、この6月定例会でどうしても計上をさせていただき、今年度中に執行する事業という形で、本補正予算を計上させていただいております。

そうした中で、特定財源のないものにつきましては、財源がございませんので財政調整基金からという形での繰入金を計上させていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今の説明は、6月中にどうしても必要と、今年度中にしたい。この後の質疑の中からまた、そこに踏み行ってくるんですけど、今年度中やるような補正予算を起こして、それを市長が認めるようなそういう審査基準に、私、該当してないと思いますけど、本当にこの財政調整基金が適正かどうかというのは、市民に説明する義務があると思います。

ですから、先ほどの説明ですと、6月に出して今年度中にしなくてはならないような事業というのは、その緊急性の、通常は今回出ている足りない分の補正予算というのは、今回の台風2号の件だと思うんですけど、それと比べると今回のこの緊急性については、財政調整基金の繰入れがあまりにも甘いかと思うんですけど、その辺の基準というのは、庁内では、これが災害と同じようなものだという認識があったのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 6月補正上程に当たって、全ての事業につきまして今年度実施する必要があるという形で上程をさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 当然そうやって言うと思うんですけど、必要のないものを出してくるわけないですよ。

ただ、私の言いたいのは、この必要性について市民にきちんと説明できるかということ言ってるのです。不足だから財政調整基金をつかって補正予算に入れて、それから出すという、そんなことを聞いているのではないのです。

本当にこれ、緊急性があってもやらなくてはいけない、今年度中にやるというのはそれは当然、言うんですけど、これ審査基準について、庁内ではそういう結果になったということでしょうか、確認したいのですが。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 先ほど答弁させていただいたとおり、本補正予算におきましては、事業を実施する必要があるという形で計上をさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 だから、市民が信用してないんですよ、行政を。補正予算を組めばいいというものではないのです。

だったら、当初予算でもいいですし、当初予算が組めないから補正予算を組んだのでしょう。補正予算が緊急性があるという。行政側の緊急性というのは一体何でしょうか。私、このことはどうしても聞きたいと思ってるのです。

市民の中からは、こういうばかな使い方をするから、財政調整基金、一般会計から1割ぐらいですね、取っておかなくてはいけないものを出したり入れたりするような、こんなことでは、私の茶わんではあるまいし、いつでも出せるような感じを市民に与えてしまうのです。

ですから、もう少し丁寧な説明がほしかったのですが、条例に書いてあることしか言わないものですから、6月中どうしても、本年度中、こんな理由で、私、納得できないんですけど、それ以上の説明ないと思いますので。

この金額ですね、穂積前市長も緊急性を要した鈴木養鶏場の財政調整基金の繰入れしたときもあったんですけど、これによく似てますけど、この緊急性を要するところをもう少し市民に説明できるようなものを出していただければ、もう少し分かっていたらいいけど、現在では、私、この緊急性については理解できないと思います。

もう一度、緊急性、市民に理解できる範囲で教えてください。もう一度です。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 当初予算、3月に上程させていただき可決をしていただいております。

その後、新年度に入りまして、早急に事業を実施する必要がある、行わなければならないような事業等がまた新たに出てきてまいりますので、そうした事業につきまして今回、補正予算で計上させていただいているというような状況でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、終わらそうと思って、もう1回ちょっと。

新年度で行わなければならないようなものというのは、どこかに基準があるのでしょうか。それは行政サイドで、これが新年度にやらなければならない、当初予算では決められないものを補正で出すって、その基準点というのはどういうふうになってますでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 その明確な、何というんですか、条項というものはございませんけれども、社会一般上、本市における市民サービスの向上ですとか、法令等の変更によりまして市が実施しなければならない事業につきましては、補正予算等を計上させていただき、事業を執行していくというような状況になっております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、市民サービスと言いましたよね。明確な、法令に反して出せるわけではないですよ。明確なものを出してないのに、市民サービスのためという、これ、市民に説明ができないけど、明確ではないけど、市民サービスのために出したと、そういう認識だったということでしょうか。これで終わりたいと思います。どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 事業を実施するに当たって、必要な事業という形で計上をさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 第114号議案 令和5年度
新城市一般会計補正予算（第3号）。

歳入20款1項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金13ページでございます。

歳入について、今回の補正額1億3,774万2千円のうち9,394万2千円は財政調整基金からの繰入金であり、今回の予算全体の68%になる。特に、中学校管理事業に6,942万2千円もの巨額な予算がつけられており、その中でも東郷中学校の用地購入に係る費用として6,642万2千円が充てられており、今回の補正金額全体の48%を占めている。

今、財政調整基金が必要なのは緊急性がある豪雨被害からの復旧であり、東郷中学校用地購入費は繰越金が見込まれる9月以降でもよいのではないかと伺うという質問ですが、本市の予算が潤沢にないとしても、このところ、財政調整基金からの歳入が多いように感じます。

この財政調整基金からの歳入をもう少し考えたほうがよいと思いましたが、質疑させていただこうと思いましたが、先ほどの山口委員と山田委員の質疑でよく理解できましたので、質疑を取り下げさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

歳入20款1項1目、先ほどから議題になっております基金繰入金、財政調整基金の繰入金について、13ページです。

1点目は、財政調整分として9,394万2千円が計上されておりますが、この計上された金額、内訳を教えてください。

2点目、財政調整分とは何か教えてください。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 （1）の財政調整分と

しての9,394万2千円が計上されているが内訳をとということですが、財政調整基金が充当する事業という形での答弁でよろしいでしょうか。はい、そうした形で答弁をさせていただきます。

今回の補正予算で特定財源のない事業といたしましては、総務費の共通管理事業、新城東高等学校跡地管理事業、民生費の買い物困難地域対策事業、衛生費の予防接種事業、教育費の小学校管理事業のうち修繕料、通学費援助事業、中学校管理事業の学校用地購入費、手数料となります。

（2）の財政調整分はということでございますけれども、先ほどの山口委員、山田委員に答弁したとおり、本補正予算におきまして計上させていただきました、（1）で答弁させていただいた7事業について充当させていただく分という形の財政調整分という形になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。1問目の9千万円以上の計上の内訳ということで、新城東高校の跡地の草刈りだと思うのですが、そういったお金だとか、ワクチンのお金、東郷中学校の用地の購入などにこうした財政調整基金、9,394万2千円が充当されるということで理解いたしました。大変、大きなお金だなと思います。

今、豪雨災害とかで大変な中で、本当にこういった緊急性が要するのかなというのはちょっと私も首をかしげるということで、質疑をしたいと思います。

こうしたお金というのは、先ほどから言っておりますが、財源不足、市にお金がないということなのではないかと伺います。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 先ほど答弁させていただきました7事業につきましては、国からの補助金ですとか、県からの支出金、それから寄附金等が充当ございませんので、一般会計

から充当するという形になりますので、その際に、この6月期、まだ繰越金等ございませんので、財政調整基金からの繰入金しか財源がございませんので、繰入金を充当させていただくという形で計上させていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そうですよ。本当に、今、人口減少でお金等が財源不足になっているところで、本当にこういったことになっているのだらうと思います。

だから、本当に1円でも私は市民から貸していただいている税金を無駄にしたくないという思いで、議員させていただいて、質問にもこうしてさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

まず、財政調整基金、私自身も、山口委員もおっしゃってましたけど、緊急の災害時とか、そういったときに使う目的のある基金だというふうに、代々議員の先輩方からも教えていただいてまして、そこは考えております。

こちらのほうは、なぜ財政調整基金で今回やったのかというのがよく分からなくて、当初予算で3月で認めている予備費を使えると思うのですが、今年は、5千万円ぐらいあったと思いますが、そこら辺、使えばいいのかなと思うのですが、どうなのでしょう、伺います。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 当初予算で予備費5千万円が認められておりますけども、今回の財政調整基金繰入金につきましては9,394万2千円ということで、予備費だけでは足りません。予備費、今後また、この後の4号補正でも災害対応で上げさせていただいておりますけども、それ以外にも予備費、実際に災害で緊急で執行してる部分もございます。

そうしたことが今後考えられますので、予備費も使うときには使っておりますけども、

補正予算で計上させていただくものと、きちんと分けて考えさせていただきまして、今回につきましては、基金からの繰入金という形で計上をさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 予備費使っても5千万円ですから、今回、不足があるということで、本当にお金が足りないのです。

ですから、新城市の財政から考えて、余裕はないから、本当にお金の適正化、支出なりというのを考えてほしいと思って質疑をしました。

お聞きしますが、今回、入れています例えば、新城東高校の草刈りのお金だとか、中学校の用地買収だとかの金額は、これらは適正だということで、この9,394万円計上されているという認識、改めてお聞きします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、ちょっと歳出のほうに入っておるんですけども、もう1回確認して、質疑をお願いします。

○浅尾洋平委員 この内訳聞いたときに、いろんな事業の積み重ねの上で、この9,342万円が計上されているということだと理解しておりますので、その積み重ねの中の精査として、1つ1つ金額、出ますので、そこら辺は適正だよねということで、歳入の金額、財政調整基金からの取崩しがあるという理解でいいですかという確認だけです。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 委員おっしゃられるとおりです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 適正であるということを理解いたしました。

最後の質疑にしますが、財政調整基金という基金は、そもそも考えますと目的があつての基金の袋分けになっております。こういった中で、財政調整基金は特に大災害だとか大不況とかそういった緊急事態に主に使うために貯める基金だよねということがあります。

今回は、財源がないから第6条第6項ですかね、それを使って、財源が足りないので出すということですが、私はもうこれはある意味イレギュラーだと思います。そう考えると、基金の目的が形骸化してしまうという危惧を持っているということと、あとこうしたことを繰り返していると、予算ルールがどんどん煩雑化になってしまわないかなと、歳入の動かし方、運用の仕方などで疑問を持っているのですが、そこら辺の認識を教えてください。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 委員おっしゃられるとおり、財政調整基金の目的といたしまして、災害の対応ですとか経済事情の変動ということはもちろんございますし、先ほど山口委員に答弁させていただいたとおり、この条例におきまして処分につきましては、財源が足りない場合につきましてはというような条項もございますので、今回、計上させていただいております。

なお、我々も査定におきましては、必要最小限の歳出をという形での見方をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入20款繰入金の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、歳出2款1項9目です。資料は15ページで確認をお願いします。

869万9千円の予算であります。ここでは企画費として、新城東高等学校の跡地の管理事業を行うよということ盛られているものであります。

そこで、お伺いします。

まず、1点目、委託料（共通分）の詳細。これ、共通分しか載せてありませんのでその詳細。

それから、2点目、新城東高等学校跡地管理事業の経緯。

それから、3点目、新城東高等学校跡地管理事業の期待される成果。

4点目が新城東高等学校跡地は買取り、もしくは借地か、その辺が明確になっていない現状であることは、市民の皆さんをはじめ周知のとおりであります。そこで、市民の大切な税金、財政調整基金だから問題ではなくて、市民の皆さんが汗水を流して本市に納税していただいたものから、財政調整基金として貯金がしてあったわけでありますので、それを使うことへの市民感情をどのように踏まえてこの提案がされたのか。

4点、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 それでは、4点質疑いただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の委託料の詳細でございますが、草刈りや除草剤の散布、草等の処分など、新城東高等学校跡地の環境整備に係る経費です。

事業の実施場所の範囲は、跡地全体を予定していますが、新城東高等学校の卒業生等による草刈りのボランティア活動が今後も行われると聞いておりますので、実施時期や役割分担等について調整をさせていただき、委託箇所を確定したいと考えております。

2点目の新城東高等学校跡地管理事業の経緯でございますが、令和5年3月24日の議員報告会におきまして、新城東高等学校の跡地を活用する方針を表明し、現在、医療、福祉、健康増進の分野での活用について、愛知県と条件や制限等の確認を行っているところです。

当該跡地の活用につきましては、今後、愛

知県との交渉を経て具体的な活用方法を決定し、事業化に向けて取り組んで行きますが、事業着手までには相当の期間を要します。現在、愛知県が活用する予定はありません。

そこで、市が愛知県に代わって既存施設の管理主体となることで、跡地活用の可能性が広がり、市にとって有益であると判断いたしました。

既存施設の管理に当たり、今後、愛知県と管理運営委託契約を締結する必要がありますが、この契約を履行するために必要な事業といたしまして、新城東高等学校跡地管理事業を新設した次第です。

次に、3点目の新城東高等学校跡地管理事業の期待される効果ですが、これまで、新城東高等学校跡地を利用することができませんでしたが、事業実施後は市民活動や市民交流の場としての道が開けます。また、当該事業を実施することにより、今後、市が計画する事業予定地の環境保全に期待が持てます。

4点目の新城東高等学校跡地は買取り、もしくは借地か明確になっていない現況から、市民の大切な税金を使うことへの市民感情をどのように踏まえているかですが、買取りなのか借地なのか決まっていない状況において、市民は跡地の活用に期待と不安を抱きながら、その動向を注視していると認識しております。今回、草刈り作業を中心とする内容の予算案を提出いたしました。投資効果の低い予算ではございません。

先ほど期待される効果の質疑でお答えしたように、市民、行政共に有利に働く事業効果の高い取組です。常に市民目線で考え、市民の期待に応えられるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 4点、るるお伺いをしました。そこで、議員のほうから資料提供をお願いして、23日付で提出をいただいております。

390数ページの資料であります。その中で、当該の案件については資料1ページから4ページの提示をいただいております。

この中で委託料の全体ということをお聞きしました。まず、何をするか、草刈りをされる。除草剤をまくというのが主な仕事だということで、2ページに。

委員の皆さんもせっかくの資料ですので、タブレット開いてくださいよ。見ていなくてさっぱり分からない。ただ聞いているだけになりますので、そこを確認していただきながら質疑をしてみますので、お願いをしたいと思います。

何と、ここには、12のステージというのか、これだけの12の作業区分があります。そして、草刈りは年に何回やるであるとか、除草剤をまくのはどうなんだとか書いてあるわけです。正門を挟んで東西グラウンドがあります。そこに落としてあるものを見ていただければお分かりかと思えます。かなりの仕事量であることは確認ができます。

そこで、じゃあ、なぜこのものをやるのか、先ほど事業の効果としておっしゃられました。それで、市民感情でもお答えをいただきました。本当にそうなんだろうかと思うところがあるわけでありまして。

市民感情としては、お借りもしていない、これから買うのか何だか分かっていない。そこに、なぜ900万円余のものを入れなくてはいけないのかなというほうが先に立つのではないかと。期待と不安がというふうに答弁をいただきましたけれども、それもゼロではないと思えますが、やはり将来どうなるのかなという不安よりも、ここに900万円余を使ってもいいのかなという不安のほうが先に立つのではないのかなということを感じたわけでありまして。

なぜならば、次の3ページ、4ページには、県へ行かれた復命書が添付をされております。この復命書の日付は令和5年4月13日であり

ますので、これを受けて、6月2日の日に、補正予算を計上してくるということは、この間、1か月余しかないので、実は、検討する期間というのが。それでもってやってきたということでありまして、復命事項として、次の資料に載っています。

5番、環境整備について、草刈りの実施状況はどうか。令和4年度は、県として実施はしていません。令和5年度についても、予算の計上はしていません。新城東高等学校の元校長先生をはじめ、卒業されたOBの皆さんたちがボランティアで草刈りを実施していることは承知している。

管理運営業務の範囲については、実際に利活用する範囲でよいというのが、県とのお話し合いだと思います。たったこれだけの事項でしか、あと黒塗りしてますので何を話されたのか分かりませんので、これだけのことで、800万円、12か所それぞれ使って、草刈りしよう、除草剤をかけようということに至ったのか。

その至った経緯、経過、庁内での調整をした形、それについて再度お伺いをします。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 今回の事業に至った経緯ですけど、2点目でも答弁させていただきましたが、3月24日の議員報告会におきまして、市が跡地を活用するという方針を表明したわけでございます。

その後、組織機構改革がございまして、4月1日から総合政策課が新設されまして、特定政策課題という形で進めてきております。その中で私たちは、議員のおっしゃられた4月13日、県で県庁の担当者と調整をしてまいりましたが、これに至った経緯は、やはり昨年度に行われました市民まちづくり集会、この中で、市民の皆様がそれぞれ活発な議論をしていただきまして、昨年11月に実行委員会のほうから、その内容を市のほうへ提出されたわけでありまして、その中には既存

の施設を活用すれば、すぐに実施ができるようなものも含まれておりました。

特に、市民で意見が多かったのは、やはりスポーツ施設として活用したいという意見が多数ございました。それと、この1月に議会からの意見もございましたが、その中でも既存施設を活用したものであるということで、意見の中の順位といたしましては、1番目に記載をされていた項目でございます。

そういったものを最大限尊重いたしまして、実際に本活用するにはまだまだ先の話になります。その間、せっかくの施設を遊ばせておいていいのかというものもございましたので、使えるものは使っていきたいということで、今回この事業を行ったという次第でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 実際にお借りするにしても、取得するについても、それまでは期間がかかりますよということは理解しました。

そこで、遊ばせておくというのは、あくまでも敷地構築物全ての管理者は、愛知県なんですよね。なぜそこを、本市が遊ばせておくという発想をするのか。

本来であるならば、151号の通りでもあるし、新東名のインターにも近い。そういった中で、景観的にも環境的にもあれではいけないから、県がしっかりすべきだということというなら分かりますよ。遊んでいてはもったいない、遊休ではもったいないから、本市が金かけて、草を刈ろう、刈ってあげようですよ、これ。

それが、県として、新城市さんありがとね。お金もないのに、財政調整基金まで取り崩して草を刈ってくれる。だったら、そこまでやっていただけるなら、将来、新城市さんが負担にならないような方法で、市から要望が出ている事項にお答えしようということが確約されているのならば、十歩か二十歩ひき

ますよ。それも分かってない。それで、草を刈ろう、こういうことなんですよね。遊休ではもったいないから、ただそれだけです。

これは、所管の課長、立場上、お答えになってみえるんだけど、所管の課長の提案だけではないと思うのです。そこらを含めて御答弁をいただきたい。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 遊ばせておくというもので草刈りを市が実施するという話ではございませんので、市民の意見、そういったものを早期に具現化していく中での検討の中で、遅滞なく進めていった結果、まずは暫定活用でございますが、本活用に至るまでの期間は、市民の期待に応えていきたいというものでやっているものがございますから、ですから、県が草を刈らないとか、遊ばしておるとかというわけではございませんので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 市民の声があるからということだったら、なぜ、恐らく今回の案件は、すんなり通ると思っているからこうなるのですよ。

これは非常に難しい問題だ。なぜかという、これ実は、もう1校、本市にはあるんですよ、御案内のように。愛知県立鳳来寺高等学校の跡地が。あれも野放しでしょう、愛知県さんはね。

だったら、ここに市民の声、市民の声、市民の声と言われるなら、なぜ資料要求した中に、要綱項目だけではなくて、これに、こういう声とこういう声とこういう声があまたあるからこうせざるを得ないんですよというのを示すものが何もないではないですか。

県に行った、令和4年は何もしてない、令和5年は予算もつけてない。ボランティアの人がやってくれるからいいのではないのという、それだけでしょう。

これだけだったら、何も我々、審査判断な

んてできないんですよ。その点はどうですか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 内容につきましては、具体的に今回、示しておりませんが、議員の皆さんも御承知のことだと思いますけれども、まちづくり集会の意見というのは、いろんなところから御意見をいただいておりますし、その中でやはり目を引くのがスポーツとしての施設活用ということでございますし、議会からいただいた意見も、既存施設の活用ということでもありますので、私どもは市民、議会の意見を最大限、尊重したつもりでございますので、その辺、御理解いただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 御理解はできませんが、こういうこと言うと叱られるかもしれませんが、過日の一般質問で、ある議員が質問をしました。当該の跡地の件であります。当然、所管の課長も裏で控えてみえるときにお聞きになってたと思うのですが、体育館の水回りが悪いから直してください。これもまた市民の声なんですよね。

だけど、議会の一般質問でそれを言う、言ったのが偶然、これは議会が悪いのです、はっきり言って、悪いんですよ。

総合政策特別委員会の委員長が、議員の18人のメンバーの意思も確認せずに、「水道、直してください」、そんなこと言ってるから、当局者はこういうこと、やるんですよ。十分にじっくりと資料も見ないであろう、こういうのははっきり言う、言葉悪いですけど、杉下課長には悪いんだけど、こういうのを議会軽視というんですよ。

我々も、議会も悪いんですよ。軽はずみなことを言う議員がいるから悪いですが、それは後に置いて。

実際、これによって効果が得られるということではありますが、先ほど申し上げたように、鳳来寺高等学校、学校が廃校になられて地域

の方が、門谷の発展会の方が、あれだけ御尽力をいただく。また、この8月の末には、またボランティアできれいにしていただけるという中で、なぜ、新城東高校だけをこうするのかということの議論になったときに、どのように回答をして、どのように理解をいただくという、そういう腹積もりがあって提案しているのでしょうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 市内には廃校となった高校が、議員のおっしゃるとおり、2校ございます。その中で、鳳来寺高校につきましては、市のほうが草刈りをと管理をするという予算はございません。

今回、なぜ新城東高校跡地だけをこの管理事業として行ったかといいますと、やはりこの3月24日に、市が新城東高校を活用するという意思決定をしたものですから、今後の活用する場所を何とかして、暫定でも活用していきたいと、こういう意思から今回の予算案を上程したという次第でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 やむなきで有教館高校ということになったわけではありますが、鳳来寺高等学校にあっても、非常に分校まで持っている高等学校でありましたし、私もその教壇に立っている教師の方とは多くの接触を持っておりました。

確かに、当時の先生も「残念ではある」ということは言われたものの、時の流れ、時流として仕方がないのかなという判断をされて、その先生は、別の教壇に立ち、そして退職をされていったということではありますが、そのときに、地域から「門谷地区の発展会のためにここを何とかしていただけないか」というお話は全くなかったのか、先ほど言うと、3月24日の意思表示によってきたから、ここはそういうことに対して着目をして、予算化をしていくんだけどおっしゃられたんだけど、やはり、管理責任というのは、どちらの跡地

も責任があるということでもあります。

そして、なぜそこまで4月13日に県にお伺いしたときに、「じゃあもう1校の鳳来寺高校はどうされるおつもりなのですか」ということが聞かれていないし、聞かれたのが消してあるのかも分かりませんが、そこら踏まえて本市に2つの県立高校の跡地がある、校舎もある。

そのことが、いろんな管理事業を行う上の根底ではないかと思うのですが、そこら辺は、単純に3月24日にこうしたからこうなったということだと、あまりにも軽率というのか、考え方が軽過ぎるのではないのかなということをおもいますが、後の委員の諸君の質疑もありますので、それだけについてちょっとお伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 鳳来寺高校につきましては、地元の方々が現在、活用されているということは承知しておりますけれども、現在、市といたしましては、鳳来寺高校の跡地を何らかの形で活用していきたいという考えがございません。今後、検討の中では出てくるかもしれませんが、現時点ではございませんので、その点の差が今回の事業化の中で出てきたものと理解しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、同じく歳出2款1項9目企画費、新城東高等学校跡地管理事業15ページをお願いします。

通告に基づいて質疑をさせていただきますが、先ほどの山口委員と同じ答弁でありましたらその旨おっしゃっていただければ結構です。

(1) 委託料(共通分)869万9千円の委託業務内容と積算根拠を伺う。

(2) これまで愛知県が管理してきた管理

状況を伺う。

(3) 今回の事業費算出に当たり、愛知県との協議、調整等はあったか。

(4) これまでボランティアで草刈り等を実施する卒業生等の活動があったが、今後も同様の活動を見込んだ上での予算なのか。また、このような活動の今後の在り方を、市はどのように考えているのか。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 それでは、4点質疑いただいております。順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の委託料869万9千円の業務委託内容と積算根拠につきましてです。委託業務内容につきましては、先ほど山口委員の質疑でお答えしたとおりでございます。

また、積算根拠につきましては、複数の事業者から参考見積りを徴取し、内容を精査して事業費を算出しております。

2点目のこれまで愛知県が管理してきた管理状況につきましては、閉校となりました令和2年度末までは新城東高等学校として、令和3年度は新城有教館高等学校として管理していたと、愛知県教育委員会から聞いております。

なお、令和4年度から普通財産として管理されており、草刈りの実績はなかったとのことです。

3点目の今回の事業費算出に当たり、愛知県との協議、調整等はあったかという質疑ですが、愛知県との協議や調整等は行っておりません。

4点目のこれまでボランティアで草刈り等を実施する卒業生等の活動があったが、今後も同様の活動を見込んだ上での予算なのか、またこのような活動の今後の在り方を市はどのように考えているかということですが、今回の予算案につきましては、卒業生等のボランティア活動を見込んだものではありません。

また、ボランティア活動の今後の在り方を市はどのように考えているかにつきましては、市が跡地を管理することになっても、ボランティア活動を継続していくと聞いております。卒業生等の皆様の母校に寄せる思いを酌み取り、連携して跡地の環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、順次、再質疑をしていきたいと思っております。

(1) です。積算根拠につきましては、資料要求でいただいた資料の2ページに、それぞれのブロックに分かれておまして、草刈りが例えば3回、芝刈りが3回ですとか、除草剤散布が1回だとか、これを全て積算した上でという理解でよろしいんですね。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 委員のおっしゃるとおりです。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 という説明がいただきたかったなというところなのですが、分かりました。

これまで、愛知県が管理してきた管理状況を伺うというところで、特に管理をしてこなかったということなのですが、実は私もこのボランティアは参加させていただいているのですが、卒業生というか、野球部OBとして参加してるのですが、大体8時から始まるというと、7時半ぐらいに元校長先生が鍵を開けてくれるのですが、その元校長先生が、県の指定管理を受けてその鍵を預かって管理しているという認識でおったのですが、その辺りの認識を教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 ボランティア活動の方々の取組内容ですので、市は関与しておりません。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ボランティア活動とは全く関係なしに、その元校長先生が、県から鍵を預かって門を開け閉めしたりそういう管理をされとるという認識でおったのですが、その辺りの、要するに、鍵だとか草刈りをやるのかやらないかも含めて、いわゆる一般的な管理をされておるという認識でおったのですが、その辺りを教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 県の教育委員会から聞いた話の中でのことですが、〇〇元校長先生のほうにお願いしているという話は聞いております。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 元校長先生だと言っておきますが、その方が、要するに県と、どういう管理内容を受けているのかというのは御存じないということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 細かい契約内容、委託内容なのか、そこら辺はちょっと分かりかねます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 要するに、県がこれまでその予算もつけてこなかったという、先ほどの御答弁があったと思います。

ということは、恐らくその元校長先生の方は、鍵の開け閉めだったり、何かあったときに対応ができるようなその程度の感じだったんだろうと、今、お話を伺って理解をするところです。

そうなってくると、県は草刈り等も特にこの跡地の管理というか、草刈りやそういうものの、当然使っていないので修繕とかはないとは思いますが、特に草刈りに関しても、県はやる予定はなかったということだと理解をしましたので、恐らく鍵の管理をされておる元校長先生がよかれと思って草を刈る人を募集したとか、基本的には、卒業生の皆さんが本当に母校のために純粋に、母校のグラウン

ドや校舎の周りがこんな草だらけで見えないという思いの中で、皆さん始めていただいたと思うので、基本的にはもう、本当に純粋にその卒業生の心意気だけの作業であるというふうに理解をして、県は特にその予算は出していなかったということで理解をしました。

その中で、(4)なのですが、今後も今までやってきたボランティアの草刈り等はそのままやってもらおうと、やってくれるものならやってもらおうという考え方だと、先ほど御答弁あったと理解をするのですが。

基本的に、先ほどの山口委員の答弁の中で、今後、管理運営委託契約を県とする必要があるという御答弁があったと思うのですが、ということはまだそういう管理運営委託契約というのはなされていないということでしょうか。

そして、それをするなら、いつやる予定が決まっているのか、その辺り教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 県との管理運営業務委託につきましては、それを市が管理するというところで草刈りというものがついてまいりますので、まずこの草刈りに必要な予算をお認めいただけないと、県との契約が進めませんので、まずはこの予算案を上程させていただいたということで、仮に、これが議決された後に契約をしていくという運びになっております。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解しました。

とすると、例えば、極端な話、除草剤を購入するとすると費用はかかるのですが、草刈りは卒業生の皆さんが「もうボランティアで年中やるよ」といったらその費用はかかりませんので、そういうふうな草刈りの事業がそういう形でほぼボランティアの形で予算もあまり執行されずに進んでいく可能性もあるということですか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 今回の予算につきましては、跡地全体の費用ということでフルで出させていただきます。

ボランティア活動をされるということで、予算には反映していないということで答弁させていただきましたが、やはりボランティアはあくまでもボランティア活動でありますので、そのボランティアで草を刈っていただいているから市はそこをやらなくてもいいよということでは、県との契約の中で実効性の担保がやはり乏しいので、そこら辺は今回、最大限の予算をつけさせていただいておるんですけども、やはりボランティア活動もしていく、されていきますので、その分は今後の調整の話かなと思いますけども、ボランティアの草を刈った部分につきましては、この予算のほうは執行額が少なくなっていくという認識しております。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、再質疑になる可能性もあるんですけど、まず1つ、2款1項9目企画費の中で、新城東高等学校跡地管理事業の緊急性ですね、この点について理解できないものですから再度お願いします。

○丸山隆弘委員長 2点目はよろしいですね。

○山田辰也委員 2点目はいいです。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 新城東高等学校跡地管理事業の緊急性でございますが、当該事業は市が活用方針を表明した新城東高等学校跡地において利活用がされていない既存施設を有効活用し、市民サービスの向上につなげたいという考えに基づき事業化するものです。

事業化に当たり、令和5年3月24日の活用方針を表明した後、跡地の暫定的な活用について愛知県と話し合いを行いました。早期に県の理解を得ることができたことから、当該

事業に係る補正予算案をこの6月定例会に提出した次第です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今の、愛知県の理解を得ることができたというんですけど、どういう理解ですかね、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 これまで、愛知県とは本活用について話し合いをしてきましたが、本活用着手までには相当の期間を要するというので、その間に何か活用できないかというところを、本活用と並行して県との話し合いを行ってきました。

その際に、先ほど答弁させていただきましたが、やはり市民がスポーツ施設として活用したいというお声がありましたので、ここは何とか早期実現に向けてやっていきたいということで、既存施設を活用という話し合いになっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 さっきから市民市民と言いますが、市民の名前を言えば全部通ると思ったら大間違いですよ。この土地というのは、もともと県のものだというのは承知して、その話を進めてるんですよ。

だったら何で、お金がないから新城市は買えないだろうということで、草刈りでもやってくればいいという暗黙の話がきっとあったと思うんですよ。市長は、自分では決められないからお願いするしかない。こんないかげんな説明で、じゃあ、なぜ市が買い取ることまで話をしてないのですか、活用活用って、まず市が取得してからではないですか。借りることしか考えてないのですか。どうなのでしょう。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 実際、今、県との状況につきましては、諸条件等の確認で用地

交渉につきましては今後という形になっております。ですので、用地を買えるか買えないかというお答えを正式に発表できないところでございます。

県が草刈りをやらないから、市がやるんだということは全くございません。市も厳しい財政抱えておりますので、その中でこの新城東高校跡地活用事業につきましては、この跡地活用が市民まちづくり集会で取り上げていただいたこと、そして、議会からもこの活用について意見をいただいておりますので、こういったことはもうマスコミにも取り上げられておりますし、この新城市の中で、非常に市民から注目度の高い事業だと認識しております。

そういった中で、私どもは、市民意見と今、言うとな怒られるかもしれませんが、これらの意見、議会の意見、こういったものを最大限尊重して取り組んできた結果ということでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いやあ、そういうのまやかしというんですよね。いいかげんな説明で、市民は今、怒ってます。私、昨日話をしたら、県の土地が買うことができない新城市が草を刈って、それを市民が払う。これ毎年払う、よその家の草を刈ってあげて、自分とこから持ち出すようなものです。それは本当に新城市がやって、これ市民のためだということを言いましたけど、市議会でこれを出せば通るつもりですよ。

そこで言いますけど、ボランティアとかいんなこと言いましたけど、マスコミで取り上げられてるのだったら、これはずっとボランティアでやればいいですよ。先ほどボランティアの分は考えたらいいということ言っていましたけど、最初からボランティアでやるつもりということは考えてないのでしょうか。市は草刈りに税金を出すことの正当性を言ってるだけではないですか。

ボランティアの立ち位置というのは、どういうふうなことを考えているか、言ってください。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 ボランティアの皆様につきましては、今後、仮にこの予算案が通りまして、市が今後活用するに当たり草刈りをしていくという話をさせていただいておりますけれども、やはりボランティアの皆様は、ボランティアの皆様がそれぞれ母校に寄せる思いというのがございますので、そこを市が草刈りをするからもういいんですというところではなくて、ボランティアの方は公共施設の環境美化というところでやっていただいておりますけれども、実際にその行政サービスを直接受ける立場ではないんですね。あくまでもボランティアという形です。

こういったことが、やはり市民と、市民とか卒業生等の皆様、それと、市の行政が共に跡地で取り組んでいくという、まさに新城市が目指している市民協働のまちづくりではないかなと、そんなふうに認識しております。

ですから、市もやります、市民、卒業生等の方々もやりますという協働のまちづくりで尊重していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、まさに？市民の協働？じゃあボランティアのために草刈り機を買ってあげたり、そういうことを考えてないですよ。これ、卒業生からこういう提案があったのでしょうか。新城市は、大事なことは後回しにしといて、言ってますよ、「草刈りごときですぐ事業になる」、ねえ。

卒業生が草刈りをしたくないからやってますよと、こうやって市民に言われたらどうやって答えるのですか。卒業生のボランティアはボランティア、草刈りは草刈り、じゃあ、草刈りをやる必要性がないではないですか。どこに緊急性があるんですか。緊急という言葉

葉は分かってます。草刈り、草なんか毎年生えるんですよ。

答えてられる課長、一回草を刈ったら終わってしまうのではないのです。毎年やることを、県がやるべきことを言わなくて、何でもするのですか。

草刈りについてどういう認識があるんですか、環境美化なんですとか、もう1回伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 実際、愛知県といたしましては、閉校となっておりますので、新城東高校は普通財産ということで管理をされておりますが、その普通財産の実態といたしましては必要最小限の管理ということでございます。

現役の高校みたいに一生懸命刈るというわけではなくて、何らかの苦情なりが入ったときに刈りますよという程度でございますので、そういった状況を、卒業生等の皆さんが忍び難く思い、ボランティアで草を刈っているというところでございます。

ボランティアの方々が草刈りをしたくないから市にお願いしたという事実はございませんし、市と一緒に草を刈っていくという前向きな姿勢ですので、委員の認識とはちょっと違うものかなと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 忍び難くって言いましたね。市と一緒にやっていく。新城東高校は要望があっても、忍び難くやらない。鳳来寺高校とかとは違いますよ。だけど、県が持つてるといふ点では一緒でしょう。

先ほど、山口委員から話があったけど、ねえ、見えないところは草が生えてて、新城東高校は草が見えるから環境保全。ボランティアもいるのに、市も一緒にやりましょう。市民の会議で、草が生えてるからこれお金出しましょうなんて言うてはおらないでしょ。

まちづくり集会で、跡地利用は言うてますけど、こんな予算を緊急性がある補正予算で

組んだということ自体が、普通の市民は理解できないんですよ。

今の説明なんかでは、昨日の草刈りにも、私行ったんですけど、「ばかな説明で賛成するなよ」と、こうやって言われたんです。今みたいな説明は、ただ自分たちの勝手なのでしょ。

これは、本当に市民が望む議会からの要望なのでしょうか、確認しますのでお願いします。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 新城市のまちづくりのルールの中には、市民まちづくり集会というきちっとした位置づけがあります。その中で出された意見というのは、やはり最大限尊重すべきではないかと思っております。

それと、あと市民だけではなくて、何度も繰返しになりますけども、この1月には議会からも、既存施設を活用しろというような御意見もいただいておりますので、そういったものを早期に実現していくというのが私たちの役目なのかなと思っております。

それと、今回、草刈りということで緊急性ということですけども、これ仮に9月定例会に上程したときには、議決後、入札をかけて草を刈るのは11月ということで、

〔「何を言ってるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○杉下成利総合政策課長 これは市民がその11月の草刈りに理解を示していただけるのかどうかというほうが、逆に疑問なのかなと認識しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、そんなばかなこと、市民に言えませんよ。緊急性があるから草が伸びる？ 田んぼの草が伸びたから緊急性があるから草を刈ってくれって。11月だったら間に合う、11月、草刈る必要ないんですよ。草、伸びてるよ。でも、別に今、刈る必要ないではないですか。

それと、今、いろんな管理を、市が使っていないとこ使うと言いますが、これ市の公共施設ですよ。県の公共施設の有効利用なんて新城市で出していたのですか。ちょっとその辺を伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 県の新城東高等学校の跡地活用につきましては、これからその活用方法は具体的に決めていきますが、活用してくと市が決めておるわけですから、そのところを、愛知県は活用する見込みがないんです。

それで、今、活用したいと意思表示しているのは新城市だけです。ですから、新城市が率先して管理をしていくと。その管理も、ただ単に草を刈るのではなくて、県としっかりと契約して、その管理運営権を新城市に移管してもらって、その上で草刈りをしていくと。

その暁には、今まで使えなかった市民の方々も市民交流の場とか、市民活動の場に使っていただけるということですので、御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 理解できませんね。

復命書というのが何かあったみたいですが、県とのやり取りも分からないような状態で、これ真っ黒だったんですね。目隠して通せということなのですか、これ。なぜその説明ができないのですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 山田委員、今のは何の資料ですか。

○山田辰也委員 資料請求の中の4ページぐらいです。3ページ、4ページ。

○丸山隆弘委員長 その資料からの緊急性、再度答えを求めるわけですね。それでは、いいですか。

杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 4月13日の復命書には、5番でしたか、一部しか載せておりませんが、あと黒塗りとなっておりますが、それ

は、この予算関連以外のものでございましたので、黒塗りとさせていただいているところでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 黒塗りで出ること自体が市民の疑いを、私たちに疑われるのです。

そもそもという話になりますよね。市が持っているところでない、県の土地の草刈り事業をして、市民まちづくり集会でそういう希望があった、緊急性があった。

ちょっとずれますけど、千郷中学で震災のあった後に、戸車が壊れたから、校長も、連絡協議会でも「早く直してくれ」と出したんです。緊急性と命が大事だからと出して、これ却下されたんですよ。草刈りのほうが緊急性があって、これ説明をして理解をしてくれと、私とても理解できませんね。

ここにちょっとあるんですけど、これどなたかか県に電話したんですけど、県教育委員会の財務施設課に電話して、これ副課長とちょっとお話したそうなんです。市は、体育館（武道場）を市民に使ってもらう予定、だから、その周辺の草刈り費用を予算化するという話になってる。870万円については、ちょっと私伺いたいんですけど、これ、通路部分も加味しているのではないかとこうやって言ってます。それと、草刈りも3回ですね。

図面を見ても、体育館周辺3,120平米を草刈り3回、芝刈り3回。これ、3,120平米の必要があるのですか、3回。その根拠を、先ほど言いましたけど、普通ね、こんなのに870万円も出すというのをどうやって市民に説明すればいいのですか。これ、草刈りだから870万円ですか。管理を獲得するためだからですか。

それとも、将来、新城市は県にお宅の土地を管理するからよろしくねと、そういう意味と、いろんな取り合いがあるんですけど、どのような見解でしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 市のほうが活用したいというところから、まず第一声が上がります。その中で、今後、この後予定の管理運営委託の契約の中で、県が管理している普通財産を、市が委託で管理していくということでございます。

先ほど、委員のおっしゃられました体育館周辺、3,120平方メートルというところの限定ではございません。グラウンドのほうも、運動場ですとか多目的で使っていけるところがございまして、現時点では特定はしておりませんが、こういったグラウンドのほうも含めた6.4ヘクタール全てを今、計上しているというところでございまして、よろしくお願いたします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ボランティアのこともいろいろ出たのに、予算をつけている。これ、管理業務委託と言ってますけど、こんなの市がやればいいんです。草刈りなんて、乗用式で180万円ぐらいの新品で買って、2つ市に置いておけば、わざわざ業務委託を出してやる必要は、私はないと思いますね。

それと、ボランティアの方たちに貸し出せばいいんですよ。現に、鳳来寺高校の跡地、草がすごく生えて困っているという話で、県は管理してると言いますが、実際、お金は出てない。だから、門谷の地区の人たちがボランティアで本当にお金を出して、燃料代ぐらい出してほしいって。でも、全然返事がないから、今度、地域自治区から申請してやるって言ってるんです。

片や鳳来は全く面倒見なくて、片や新城東高校は、これ卒業生の皆さんが頑張ってるからと、そんなのではないのです。税金を使うことについてはっきり説明ができてないから、こんなものにお金を出して利益供与だという声もあるんですよ。こんなことやってるから、新城市が伸びないと、そういうものにも言われました。これ本当にね、市民の税金を有効

に使ってるようには、私は思えません。

もう一度言います。ボランティアが全てをやって、問題があるのですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 ボランティアの方が全てやっていただいても問題はないかと思えますけども、これまでの実績を見させていただきますと、ボランティアの方々はやはり人数に制限、限りがございまして、敷地の中を幾つかのブロック分けにしております、そこを順々に草を刈っているということでございます。

作業量には限界がございまして、全てやっていただくのは構いませんけれども、現実として難しいのかなと認識しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや今、おかしなこと言いましたね。現実的には、でもやっても構わないのに、現実的にはできない。じゃあ今まで、ボランティアで草を刈ってきたのは、パフォーマンスで刈ってきたと、そういう言い方になるんですね。構わないのだったら、このまま続けてもいいではないですか。

予算をつける必要性がないというのと、緊急性がない。それに、市民に説明したら、大半がそんなものにお金を使ってほしくないと言ってるのです。水道料金上げるのは勝手に上げておいて、全然、新城市工夫してない。豊川市では、高騰価格による3億7千万円の補正予算、新城市は草を刈ってるんですよ。もう少し考えてくれないと、市民は怒っています。

県がすべきことを今、ボランティアの皆さんがやっていた。で、これだけではいけないかと思って出した金額が、この値段ですよ。新聞に載せて、興味があるからと。市民の税金がこんな使われ方をするようなのでは、新城市ちょっと駄目ではないかと思うんですけど。

再度聞きますが、この草を刈った有効性で

すね。緊急性は先ほどいろいろ言っ、訳の分からないこと言ったとこなんですけど、有効性と合理性は何でしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 有効性というか必要性だと思いますけども、そこにつきましては、先ほどから答弁させていただいており、やはり、市民まちづくり集会、何度も申し訳ございませんが、市民まちづくり集会の意見というのは、やはり最大限尊重すべきものだと、新城市のまちづくりのルールではやっぱり必要なものだと考えておりますし、また、これも何度も話になりますが、議会からも既存の施設を活用することがいいというようなこともいただいておりますので。

その辺をやはりあの草というのは止められればいいんですけども、御承知のとおりどんどんどんどん環境も悪化していきますし、あとやはり、これ1年、例えば、来年の当初予算でとなりますと、草、種がついてしましまして、見る見るうちに増えていってしましまして、また来年度800万円でできるのかという話にもなりますので、早くしたほうがいいというのと、やはり環境が整いますと、市民のほうもグラウンドとかは使っていけますので、やはり市民のスポーツに伴います健康増進につながっていくし、市民の交流の場とか、いろんなイベントの場にも使っていきますので、有効性はあると考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 有効性という、都合がいい有効性はあると思います。草がついてまた種が増える。

これ最後ですけど、市長に言ったんですよ、玄関先に草が伸びてるって。そんなことも気がつかないような人が、県の土地の草が生えてるなんてね、言っていましたよ。こういうの、不穏当じゃないですからね、ちゃんちゃらおかしいって、そういうことです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑を終わります。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

今、議題になっております新城東高等学校跡地の管理事業になります。

1点目、新城東高等学校跡地の環境整備委託料として869万9千円が計上されておりますが、主な内容を伺います。これは答弁のほうは、先ほどの委員各自の質疑で理解いたしましたのでいいです。

2点目は、この管理事業について新城東高等学校の土地を管轄する愛知県とどのような交渉を行ったのか伺う。また、愛知県からの負担金はないのか伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 それでは、2点目のこの管理事業について、新城東高等学校土地を管理する愛知県とどのような交渉を行ったのか伺う、そしてまた、愛知県からの負担金はないのかという質疑でございますが、愛知県との交渉ですが、具体的な活用方法を示すことができない中で、跡地内において利活用がされていない既存施設を市が暫定的に活用することは可能なかという内容でございます。

また、愛知県からの負担金につきましては、今後、愛知県と管理運営委託契約を締結する予定ですが、前例を調べますと、契約条項で既存施設を運営する事業に係る経費は市が負担するとありますので、愛知県からの負担金はないものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

先ほど、質疑のほうも聞いて思っているんですけど、やっぱり適正価格なのかということとかが問われているのではないかと思います。しっかりと、県との交渉内容とかが明らかにな

っているのかというところで、私は疑問点、ありますので、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、具体的に利活用が分からないというところで、この草刈りをする理由というのは分からないのですが、それはいつ、具体的に利活用するのが分かるのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 当初の検討の中では、跡地活用の本活用に向けて取り組んでおったわけですが、やはりそれを決定するには相当の時間、長い年月がかかるということは把握はしておりました。

その間、何もしないという状況が続くわけですが、もう既に愛知県は新城市が今後活用していくという話ですので、愛知県も活用しませんし、第三者も活用しません。

ですから、愛知県の土地ではありますけども、市がしっかりと市民に活用していくという方針を述べましたので、その間の期間、これも有効に活用はできないかということで、暫定的ではありますが、市民まちづくり集会で、スポーツ施設として使っていくという意見がたくさんありましたので、これは期間限定ではございますが、グラウンド等、敷地の草刈りをして環境整備をし、市民に開放していきたいというところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、何に使うか分からないという今の段階で、こんな全面的に草刈りは必要なのではないかというふうな思いがしています。

なぜ、今、具体的に何をを使うとか、どういうふうな、暫定的にでもいいですよ、どういうふうなものを使うかという時期も分からない中で、全面的に草刈りというのは必要なのではないか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 愛知県内の他の先

進事例では、グラウンドというのはすぐに使えるものですから、グラウンドの開放という事例はあると聞いておりますので、まずそういったところ、先進事例から検討していきたいと思っております。

また、グラウンドにつきましてもスポーツでも使えますし、イベントでも使えますし、県内でも広い敷地を持つ高校跡地ですので、そういった多面的なものをいろいろと検討していきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 時期はいつ使えますか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 これ、6月定例会でもし議決されたとしますと、この後に来月、草刈りの入札等を行っていきまして、実際に現場に入れるのが8月ではないかなと思っております。

ただ、なかなかグラウンド等もすぐ草が伸びておる状況ですので、1回草を刈っただけではなかなか活用することまでは至らないと思っておりますので、今回、3回の草刈りを見ておりますけども、幾度か様子を見ながら開放できる状況になりましたら、開放していきたいと思っております。

ですから、今は明確にお答えすることができませんので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、未定だということです。いつ使えるか分からないというところで、この草刈り、いつか使えるだろうという見込みで870万円ですか、使うということですが。

いや、本当にそういったところもやっぱり決めた上で、本当はこういう予算とかというのを出してくるというのが僕は必要だと思うのです。いつ使えるか分からない、どこを使うか分からない。だけど、全体的に草刈りのお金は870万円はお願いしますねということ

ろ、僕は市民に説明がつかないと思うんですよ。そういった中で、こういった事業を進めてくということは、本当に私はおかしいなという思いがしています。

資料請求もさせてもらったんですけど、打合せ内容、全部これ黒塗りなわけですよ。ですから、何が話されて、草刈りだけだということで黒塗りと言うのですが、でも、その背景にはこの経営に関わる業務、草刈りも含めた打合せをしているということですので、やっぱりその全体像が見えないと、草刈りだけって必要性が分からないと思うのですが、なぜ黒塗り、こんなにするのですか。草刈り、運営、こんなに秘密事項なののでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 今回は、この新城東高等学校跡地管理事業の委託費に関する資料請求でしたので、関連する部分のみを提供したというわけでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 何ていうんですかね、本当にここだけ見てくださいというような事業ではないわけですよ。やっぱり、どんなものをつくるのか、またどういうふうな利活用をするのかという、すごく市民ね、まちづくり集会でも言っていましたよね。注意がすごくここに向いているという事業であるわけですから、黒塗りにする必要はないんですよ。

どういったものを考え、どういったものを、市は県と交渉してるのかというのは、やっぱり、私たちの税金を使ってるわけですからね。これ、黒塗りにする必要はないと思うのです。

県が、これ黒にしてほしいと言ったのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 それは、市のほうで黒塗りにしたものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 本当にそういうことですよ。県は、別にそういったこと特に言ってないのに、市がこうやって自主規制のように黒塗りにするということは、市民まちづくり集会、市民、市民と言いますけど、全然市民に公開されてないのではないですか。理解を求めようという姿勢ではないこと、僕は見えますよ、この黒塗りで。

市民の方から聞いたら、「何だと、この黒塗りは。こんなでは分からないよ」と。「どういった内容で運営管理を考えて、この事業をしようとしているのか、全く見えない」と。もう怒り心頭だというメールがありまして、自分の名前を出してもいいというぐらいの方でした。

ですから、やっぱりそれだけこの事業、注目あるし公開してほしいと、オープンにして考えてほしいというのが市民の願いではないのですか。そこをよく考えてほしい。

しかも、870万円、高過ぎるとみんな口々に言うのです。調べてみますと、県のほうは、鳳来寺高校、廃校は、40万円ぐらいで草刈りやっているといるんですけど、これ870万円で、桁が1個違うのではないかというふうな声もおっしゃってるのですが、そこら辺、県は何て言ってるのか、また市はどういう積算をしたのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 反問権をお願いします。

○丸山隆弘委員長 反問権の理由、言ってください。

○杉下成利総合政策課長 先ほど、浅尾委員の質疑の中で、鳳来寺高校は40万円という発言がありましたけども、その40万円というのが全体なのかどうかということについて、ちょっと確認したいです。

○丸山隆弘委員長 許可をいたします。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 県は、鳳来寺高校の草刈り

に大体40万円ぐらいの年間予算を立てているという情報は聞いたことがあるのですが、今回、市がこの草刈りに出した金額というのは870万円ですよ。すごい開きがあるなど。確かに、面積は小さかったり、大きかったりするかと思いますが、それを倍にしたとしても、80万円とかそのぐらいの金額になるのかなとちょっとふと思ったものですから、この870万円の金額というのは妥当かどうか。そこから辺教えてほしいということでもあります。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 鳳来寺高校の草刈りに40万円というお話ですけども、全体かどうかちょっと不明なところかなと思っておりますけども。

私が聞いたところによりますと、一部分を刈った1回こっきりという話は聞いたことがございますので、今回の新城東高校みたいに、全体で3回と。なおかつ草を処分するという費用まで含まれておりますので、今回、新城東高校と鳳来寺高校を一概に比較することはできないかと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、またお聞きしますが、この大きい全体をすることに、今、ボランティアの皆さんもやっているわけがあります。そうしたボランティアの皆さんと協議して、自分たちはこら辺だったらできるから、ここは除外していいよと。あとは市は、グラウンドのほうをちょっと広いからそこは予算でやってねというようなこの協議、最小限に費用を、財源が少ない、枯渇してるという状況で、財政調整基金を取り崩しての予算配分ですので、本当に財政苦しいわけです。

ですから、そういったところも含めてボランティアさん、やっていただいているので、ここはボランティアでできる、ここは市でやってほしい、そういう積み上げ、最小限の税金で賄うようにという努力はしたのか、伺い

ます。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 ボランティアの方々につきましては、40人のときもあれば、20人のときもありまして、やはりそれぞれのボランティアという性質の中での活動ですので、こちらから作業量、ここでお願いするというのはなかなか言えませんが、ボランティアの方々も積極的にやっていきたいという姿勢は見ておりますので、今後の協議の中で、市の役割、ボランティアの役割というものを決めていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ボランティアの皆さん、これ全体的にもう新城市が予算870万円もつけてくれるのだったら、私らやらんでもええなと思うのではないかと思うのです。暑くて、大変な中をボランティアの皆さん、本当に御苦労されてやっているという気持ちを、この予算でくじけさせるのではないかと僕は心配なのですが、その点どうなのでしょう。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 ボランティアの代表の方ともお話をさせていただきましたが、私ども当初は、市が予算をつければこれでボランティア活動は終わるのかなと認識しておいたわけですけども、今後も毎月やっていきたいというようなお話をいただきましたので、非常に高い志をお持ちになっているのかなと認識しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 本当にそう。ですから、そういうことですよ。だから、市のほうはもう予算化すれば、ボランティアもうやめるのではないかと思ったということ、僕はそれ本音だと思いますよ。

ですから、協議が必要だったと僕は言うわけですよ。予算化すれば、ボランティアの人は「あ、じゃあもういいわ」となるんですよ。それはそのボランティア精神をくじけさ

せるのではないか。そういう予算にならないかという危惧があるから、僕これの質問してるわけですよ。

それは言いますよ、頑張りますとは。ただ、それが日がたっていけば、苦しい時間とか、それは大変な暑い中、寒い中でやるといったときに、やっぱり皆さん仕事ありますから、ボランティアですから大変ですよ。だったらもういいですよなってしまいうわけです。

だから、予算化も、ただ予算を立てればいいわけではなくて、やっぱりその周りの人の気持ちだとか、そういったことをよくよく理解した上で、最小限の予算化をするべきではないかという立場で僕は質問してるということで、よく理解をしていただきたいと思いません。

あと、もう1点も聞きますが、この全体的な草刈りをするといいです。議員さんからの声も聞いた、市民まちづくり集会の市民からも聞いた、それを最大限にはめ込むためにこの予算を立てたというのですが、それは間違いないということですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 まちづくり集会、そして、議員からの意見の最大限の尊重ということでございますし、今回、跡地を活用していくという表明のもとから責任を持って管理していきたいと思っております。

ただ、ボランティア活動の方も引き続きやっていただけないかということですので、協働してやっていきたいと思っております。

あと、今現時点では、全てということで予算計上しておりますけれども、ボランティアの役割分担の中、それと県との今後の詰めの協議といたしますか、細かいところで、もう少しの部分という具体性が見えてくるかと思っておりますので、必要最小限の予算を執行していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 先ほどと、ちょっと答弁が

また違ってるとような気がします。

先ほどの答弁では、ボランティアやるとちょっと生え残しもあるから、責任持てないからというところで予算をつけたとおっしゃったと思うのです。そういった言葉、言葉も聞いているボランティアにとっては「何、一生懸命こちやとるのにそんなこと言われるんだ」と言われかねないと思います。

ですから、本当に大事に市民の声やボランティアの方の声を踏みにじらないような予算のつけ方というのは必要かと思えます。

僕、何でこんなこと言ったかと言いますと、全部見ると、ここは必要ないだろうと思うところがあるわけです。プールの周辺の草刈り3回、外周空き地草刈り3回、特に2番、11番のところですね。これ、要望した記憶はないのですが、ここもやらなければいけないということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 今回の事業につきましては、まだ具体的に県と最終的にここを使っていきたいということは、今後の契約の中で決まっていきますので、まずは最大限つけさせていただいたということでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、そういうことになるわけです。

どこを使うか分からないのに、全体を使う、市民が言ったから使うとあって、ぱっくりと、870万円もね、私たちの税金ですよ。これをぼんっと出されるから、議員としてもこれ、おかしいではないですかとなるわけです。

プールだって、ここの議員だって「使え」なんて一言も言ってなかったわけです。まちづくり集会だってこのプールを使うなんていうことは言ってなかったと思うのですが、もちろん、その外周空き地なんていうのは、本当に小さなところですよ、493平方メートルですかね。こんなところを使えなんていうことは言った試しがないのですが、ここも入っ

た予算になっているのはどうしてでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 敷地内の環境整備ということで、計上しております。委員のおっしゃるとおり、じゃあプールを使うのか、使わなければここを削ればいいのかという考え方もよく理解できますけども、プールのとこだけ生やしていいのかと、今後も市が本活用していく中で、このプールのところを壊して、また何かに整備するときに、やはりこういったところも、実はこのプールの周辺は、実際はもう既にジャングル化しておりますので、そういったところが荒れないように管理するのも、この委託契約の中で必要と判断すればそこも必要ということですので、計上をさせていただいているところです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、私、最小限のお金で最大限の効果をというのが、地方自治法でもあるわけです。

ですから、こういった空き地を使うこともない、プールだって使うこともない。現場、行きましたよ、もちろんジャングルでした。写真も入ってますけど。でも、だからといって、ここを別に、今、緊急性があるわけではないわけですよ。いつ使うかも分からないようなところ。市民だって、僕ら議会だってこれを使えなんて一言も言ってないところを、草刈りに入ってるから、ここ、お金もつたないのではないかとということなのです。

答弁に反論しますけど、県のほうは何て言っているのでしょうか。資料請求した5番の環境整備について、県はこう言っているのではないですか。管理運営業務の範囲については実際に利活用する範囲でいいですよ、そこに絞りましょうよ、そういう認識、検討会議しましたか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 県の打合せの中では、市が活用するということを委託契約し

てもらえればという話で、委員のおっしゃるとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、ちょっと今の答弁よく分かりませんが、ですから、プール使えとか、空き地、外周、地域は使えとか、議員も言ってないし、市民まちづくり集会も言っていませんよね。ですから、そこはもう削って、草刈りしなくていいのではないかとということを行っているわけです。

愛知県だって、実際に利活用する範囲でいいですよと、この環境整備についてはね。まだ県の所有物ですので、県の権限下に置かれてやるわけですから、県がそう言ってるのだったら、それでいいのではないですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 管理者の県が必要最小限でいいということであれば、必要最小限に発注時に検討してまいります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、ここは削れるということですね。認識、確認をいたしました。

ですから、そういうことをやってほしいと。それをやった上で、予算化してほしいと私は思っているということでもあります。

ですから、税金ですので、本当に大事に大事に扱ってほしいと思って言っています。

そういう認識でいいんですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 委員のおっしゃるとおりで結構です、大丈夫です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、本当に適正価格、適正価格というのを追求した上で予算化、上げてほしいと切に思います、強く要望いたします。

ですから、初めの歳入のほうでも、これは適正価格なのかというところで確認をさせていただいたということでもあります。

プールも使わないし、外周空き地だって使えという声がないわけですから、そういったところを精査して、考えてほしいと思います。

こうしたお金というのは、今年度に限らず来年度、また再来年度も係る予算という認識でいいのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 この取組は引き続き継続してまいりたいと思っておりますので、来年度も計上をさせていただき予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、これは草刈りだけでこのぐらいの値段、最終的にどうなるかわかりませんが、これぐらいの規模の予算とは別に、またいろんな管理を頼むというようになつたら、草刈りとは別途いろんな管理運営のお金はかかるという認識でいいですか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 今回の実績を持って、委員のおっしゃるとおり削れるところは削っていくということで、それを反映した予算に来年度は考えていきたいと思っております。

あと、今回草刈り等の作業になっておりますけれども、仮にそのほかにも使っている中で必要な経費が発生しましたら、その都度計上していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 本当に、大事にお金を使ってほしいと思います。

市民から声を聞いたところですが、本当に今の子どもたちを大事にするお金を、市は使ってほしいんだというのです。閉校したところに、草刈り代だけで870万円をかけるお金があるのだったら、例えば、千郷中学校の外壁、黒カビで真っ黒なわけです。何十年も前から外壁直してほしいといっても、「市はお金がないから直してくれない」と言っていると。

「どうしてそういったことを直さないで、県の管轄の草刈りにお金を優先したのか、聞いてほしい」という声があったのですが、この予算計上する上で、こうしたほかの各学校もボロボロだったりしていると思うのですが、でも、それらよりもこれは大事だと部内検討したのか、話し合われたのか、そこら辺どうだったのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員、優先度を含めたこの新城東高校の跡地の活用ということの予算化への答弁ですね。そこに限定していいですか、お答えのほう。

浅尾委員、もう1回確認します。学校の修繕費については別の話でありますけれども、質疑の議題外であります。今の質疑の中で確認したいところは、そこまで優先的に必要なのかどうかということですね。そこだけを確認したいということでもよろしいですか。

再度質疑、浅尾委員。

○浅尾洋平委員 委員長、申したとおり、そうです。緊急性を問うた質問にしたいと思えます。

いろんな、昨今も豪雨被害とかいろんな被害もあった中で、この870万円の草刈りに予算を使おうとした緊急性、ほかにもやらなければいけない仕事があったと思うのですが、そこら辺の経過の中で、これにしようと思った決定打等々教えてほしいと思います。

○丸山隆弘委員長 答弁は多分繰返しになるかもわかりませんが、確認ということで。

杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 必要性につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

学校等の修繕等につきましては、今年度はもう既に当初予算で必要経費は乗せておるわけでございます。また、学校は学校でそれぞれまた緊急性が出てくれば、補正予算で対応する形となっておりますけれども。

今回は、この6月補正につきましては、先

ほど答弁したとおり、市民、議会の意見を最大限に尊重し、早期に具現化するというもので、本活用で使われていない期間も有効活用するというので、暫定的に行うということになっております。

それで、今回の6月定例会の上程ということでよろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。これで、最後にしますけど、やはりいつ暫定的な利活用も始まるか期間は未定、どこを利活用するか分からないよということ未定、でも全体的な面積で草刈りのお金を出しますというところで、本当に県の管轄の中のものなのに、市がこうやって介入してやるというところの予算の使い方ですね。そういったところが本当にちょっと根拠が、今も質問してもグラグラしていて本当に心配なわけです。

そこで、こういった予算化はしたけど、でも結局ここ無駄だったよねとか、これは別に県がやるべき仕事だったよねと、後から、市民から疑念を言われて、不服請求だとか、あとはこの資料請求しても真っ黒のノリ弁のような資料しか出てこない中で、これらが決められていくというところで、行政裁判とかに発展するおそれもすごく心配で、この間、質問しているのですが、そういったところは、胸を張って大丈夫だということで予算化しているのか、そこら辺のこと、認識をお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 少し質疑の中身が広がってしまいましたが、いいですか。

杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 この予算の執行につきましては、疑念の持たれないようにしっかりと精査して執行していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出2款1項9目企画費、新城東高等学校跡地管理事業15ページです。

本市の予算で行う理由については、るるお聞きしました。そこで、再質疑から行いたいと思いますが、その前に、こういう認識でいいのかどうかということをお聞きください。

本市の予算で行う理由としては、近々管理運営委託契約を履行する予定である。そして、またその後は暫定的でも活用したいということで、そのためにはやはり整備する必要があるということで草刈りが今回、予算計上されている。

そして、その草刈りはなぜ緊急性があるかということ、9月補正で認められても草刈りできないものだから、今、認められて早々に、ちょうどいい時期に草刈りして使えるようにしていくということよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 委員のおっしゃるとおりです。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということ踏まえて、では幾つか質疑していきます。

県との協議とか調整はないということだったんですけど、そもそもこの話というのは、県からの要請というかお願いなのか、それとも市からの申出なのかどっちだったのですか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 市からの申出です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。市からの申出ということですね。

では、もう1つ、先ほど浅尾委員から、使えるものを使っていくということについて使うのだ、どういうふうに、どこから、誰が使うのだとかそういう細かいことは、まだ決まっていないと。時期としては、8月から予定しているということですが、それまでに大体の

ことは決めていくというような考えでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 この草刈り委託を発注するには、敷地の範囲を決めなければいけませんので、発注前にはきちっと決めていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、今年度は800万円ほどかかるということで、来年度からも同程度の予算がかかるのではないかと考えられていると思うのですが、今回、これだけ、800万円という予算を使って、私の考えではですよ、一気にきれいにして、ある意味、次年度からはあまり予算がかからないような方式を取っているのかなと思うんですけどそのあたりどうでしょう。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 今回、敷地は大分手入れが不足ぎみということで、草の状況も多いですし、あとグラウンドにも草が生えている状況ですので、まずグラウンド等、しっかりと除草作業を行いまして、来年度の部分につきましては草刈りの範囲というのが狭まってくると思っておりますので、この予算額のほうも縮減していけると考えておりますし、先ほど浅尾委員の意見にもありましてとおり、必要最小限、必要ないところはやらないというところも精査していきますので、来年度は草刈りに関しましては減額の方向だと認識しております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この800万円から減額される可能性も高いということだと思います。

では、もう1つ、市が管理運営委託契約を結んだ後、草刈り以外にも、例えば必要な管理物というのか、何か壊れたとき修繕が必要になるとかそういった予算もかかってくるということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 まず、この取りかかりといたしまして、除草作業というのをメインにしておりますけども、今後運営していく中で必要な経費が都度発生しましたら、それは対応していきたいと思っておりますが、今の段階では何が必要かというのは見えてきませんので、運営の中で考えていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 その件については、愛知県と話し合うということですか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 市の運営の持っている権利の中であれば、市が単独で考えていきますけども、例えば施設を何かいじくらないといけないとか、県が関わることについては県と協議していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうすると、その辺のすみ分けとかどちらが何を管理するとかそういうことというのは、まだこれからということですか。

○丸山隆弘委員長 杉下総合政策課長。

○杉下成利総合政策課長 基本的に、既存施設、例えば校舎ですとか体育館とか武道場の、一般的にその法定の県に義務があるものについては、県が行っていきますが、管理運営上、必要な経費が市のほうということですので、そういったすみ分けになっております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

~~~~~

ここで、3時40分まで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 3 時30分

再 開 午後 3 時40分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~  
歳出 3 款民生費の質疑に入ります。

質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出 3 款 2 項 1 目老人福祉費、買い物困難地域対策事業15ページです。

1、新規移動販売車が効率的に販売を行うため、既存移動販売企業との協議の場はあるのか。

2、新規移動販売車が地域販売に行く日時等を利用者にお知らせする計画はあるのか。

以上、2点お願いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 買い物困難地域対策事業につきまして、2点御質疑いただきましたので順次お答えいたします。

1点目の既存移動販売事業者との協議の場につきましては、今のところありませんが、新規事業者から移動販売の相談があった際には、現在運行中の移動販売ルートの情報提供を行い、競合がないよう対応しています。

また、各中学校区域にある高齢者ふれあい相談センターとも連携を図り、地域のニーズに合った移動販売ルートの提案を行っています。

続きまして、2点目ですが、新規移動販売車が地域へ販売に行く日時等を利用者にお知らせする計画につきましては、市としてありませんが、高齢者との関わり深い生活支援コーディネーターや地域包括支援センター等の関係機関との連絡会で情報提供を行っています。

具体的には、2か月に1回、関係機関との連絡会を開催しており、そこで新規移動販売事業者の情報提供を行っています。必要な利

用者とつなげていただくことや、生活支援コーディネーターにより各地域への周知や、地域資源の見える化にも取り組んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、1番目から質疑します。

実は、ある方からちょっと話を聞きまして、以前なのですが、同じ日に移動販売車が2回来るとか、1回来てその後なかなか来てもらえなかったという話を聞いたのですね。

実際に、直接そういうことを、いわゆる横の連携を取る、調整をする場の必要性があるのではないかなとは思っていますし、またルートだけではなくて、ほかの移動販売をする車ならではの困り事とか、そういうものも話し合えるような協議会のようなものが必要なのではないかと思ったのですが、そういうことを検討されたことはありますか。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 今のところ、検討というところまでには至っていないんですけども、他地域、他市におきまして、そのような協議会を設けているという先進地域については把握しております。

今後、そのような先進地の情報を把握しまして、今後の検討材料とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 これから、検討していただけるということなのでお願いします。

では、2番行きますね。生活支援コーディネーター等々が地元の方々へお知らせしているというふうな受け取り方でいいのか、すいません、もうちょっと細かく教えてください。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 先ほど申し上げました生活支援コーディネーターというのは、住み慣れた地域でいかに暮らしやすく、そう

いうことを助ける人といえますか、仕事をしております。どちらかというと、地域の困り事ですか、そういうものを把握しまして、実際にそういう御相談があったときには「こんな地域資源があるようです」とか、そういったことで御提案をする、地域の困り事を解決するために地域の皆さんとつながるお仕事をしているものになります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 相談があった場合に動かれるということだと思います。

私が言っているのは、いわゆるそう困っていなくても、日常的にその運行日時が例えば携帯で見られるとか、回覧でその計画が回ってきて見てとれるという、困ってない人でも、そういうものが見られるような計画はあるのかということ、これからまた計画される予定があるのかどうか伺います。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 先ほどの御質疑のお答えと少しかぶるかもしれませんが、他市でそのような協議会を開いていることを伺っておりますので、その辺ちょっと他市に聞いてみるですとか、あの情報収集をして、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、第114号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）、歳出4款1項5目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業15ページの質疑をさせていただきます。

事業内容を教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 事業の内容については、対象期間において要件を満たす回数のワクチン接種を行った医療機関に、接種実績に応じて支援金を支給するものです。

令和4年度までは、都道府県事務として実施されていた個別接種促進支援事業が、令和5年度から市町村事務になったものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうしますと、これ、いただいた資料を拝見してはるんですけども、個別接種促進支援事業ということで、令和5年度から市町村事務になったということなんですけども、今回の内容、要件がこちらに書いてあるんですけども、週100回以上の新型コロナワクチン接種を4週以上実施した場合に、条件を達成した週の接種1回につき2千円の支援を行うと記載してあるんですけども、これというのは、最初から医療機関のほうは、そういった条件をとか、こういったことを知っていて、そして今のこの支給になっているということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 今回の要件については、国のほうから新たに通知が来ているものになりますが、もともと昨年度まで県のほうで同じような条件で支援事業を行ってきております。

一部なくなったものもあるというような状況になっていて、国のほうからは今後は市町村事務になりますというような情報が提供されていて、県のホームページなどでも、市町村事務になりますという情報が出ております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 ちなみに、令和5年度から市町村事務になったその後に行った接種が対象ということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 今回、国の示す対象期間においてとなっております、当初対象期間が示されておりましたが、4月になって届いた通知で、対象期間が決まっております、5月1日から7月2日までの期間と、7月3日から8月31日のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合と示されております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうしますと、今回の予算は5月からのものを含め、今後、接種を行う予定の者に対する費用ということでよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 今回、国のほうからは4月28日にそのような日程の示しがあったんですけども、秋接種についても同様にまた期間の示しがあるということになっておりまして、春接種と秋接種と両方を見込んで計上しております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 個別接種促進支援事業というその名のとおりだと思んですけども、ということは今後も接種どんどんしてくださいねという促進しているということでもよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 国としましては、接種を希望している方が速やかに接種を受けられるようにということで、医療機関に一定の期間にたくさんやっていただく場合に、ちょっと上乗せをして支援しますという形を取っております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 普通に理解しますと、週100回以上ワクチン接種を4週間以上実施した場合だけ、1回の接種につき2千円を支給するというので、要は、打てば打つほどお金あげますよという事業だと思うんで

すけども、私も一般質問の中でいろいろ指摘させていただいたとおり、副反応とか、死亡例とか、たくさん報告されてると思うんですけども、そういったことも市のほうではあまり市の状況は把握されていないという御答弁だったと思うんですけども、そういったことを把握していない状態で、また治験中であるという状態でどんどん推進するという事業でよろしかったですか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 市としましては、国の要綱に基づいて支給するということが決まってきたので行うことになりまして、どんどん推進するという、個別接種促進事業ということになっているのでそういうふうにも捉えられるかもしれないのですが、これをやるので必ずしも接種をどんどんやってくださいといった意味でやっているわけではなくて、一定の期間にたくさんの接種をやる医療機関もあれば、もっと少ない接種でやっていただいているところもありまして、そこら辺の、今回、国のほうから、そういったたくさんやっていただく医療機関には支援を行うことということで来ておりますので、それに基づいてやっております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 これ、その名のとおり促進事業だと思うんですけども、国のほうにも、例えば副反応のこととかいろいろあると思うので、こういった事業ちょっと待ってもらえませんかとかそういったことは市のほうからはあんまり言えないということで、よかったですでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 特に、そのようなことを市のほうから訴える機会はありません。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、4款1項5目予防費、予防接種事業15ページ。

1、事業を行う理由は。

- 2、対象人数は。
 - 3、補助金額の割合は。
 - 4、带状疱疹患者の過去の発生状況は。
 - 5、ワクチンの有効期間はということで、
- お願いします。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 それでは、予防接種事業のほうで5点御質疑をいただきましたので、順次お答えいたします。

事業を行う理由については、おたふく風邪及び带状疱疹ワクチンは任意接種であるため、接種費用は全額個人負担となります。ワクチン接種に係る費用の一部を助成することで、希望者が接種を受けやすくなり、おたふく風邪や带状疱疹を予防し、市民の健康保持につなげることを目的としております。

対象人数については、おたふく風邪ワクチンの対象は1歳児で、対象人数は120人、带状疱疹ワクチンの対象は50歳以上の方で、対象人数は500人を見込んでおります。

補助金額の割合については、おたふく風邪及び带状疱疹ワクチン接種は保険診療ではないため、現在のところ医療機関は接種料金を自由に設定できます。そのため、市内医療機関で行われているおたふく風邪及び带状疱疹ワクチンの接種料金を調査し、その平均額の半額程度を助成金額としています。

带状疱疹患者の過去の発生状況ですが、带状疱疹は感染症法上の届出が必要な疾患ではないため、過去の発生状況については把握できません。

最後に、ワクチンの有効期間についてですが、ワクチンの有効期間は、メーカーや種類によって異なっており、おたふく風邪ワクチンは1年または18か月で、带状疱疹の生ワクチンは2年、不活化ワクチンは3年となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 まず、事業を行う

理由で、個人負担で市民の健康保持ということだったんですけども、これ補正ということなので、今、やらなければいけないことなのかと思いましたが、ちょっとその辺お願いします。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 任意接種の補助施策については、国や県、市町村の動向を確認しつつ検討したところだったのですが、東三河で带状疱疹ワクチンの助成を行う自治体が増えたことと、令和5年4月に新城市医師会より带状疱疹ワクチン接種に対する助成についての要望書が市へ提出されたことにより、発症の予防や重症化を防止する観点から、おたふく風邪ワクチンと带状疱疹ワクチンの助成を早急に開始する方向となったために今回、上げさせていただきました。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、それでもちょっと緊急性があんまりそんなに理解できなかったんですけども、次の予算まで待てなかったというような理由は、何かほかにあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 带状疱疹ワクチン助成については、令和4年4月の段階では愛知県内で7市町村で行われていたのですが、その後、4月に医師会からの要望があった後に、また確認を取ったところ、さらに増えるという状況が確認されました。

また、東三河の中で、豊橋市ですとか豊川市ですとか、設楽町が今年度から始めるということが分かりまして、新城市以外に結構各市町で今年度には始まるというような状況もありまして、検討をまた再度重ねた結果、なるべく早く新城市でも行ったほうが病気の発症とか、重症化を予防して、住民の皆さんの健康に少しでもということなので、始めるのであれば少しでも早いほうがということで、そうになりました。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 続きまして、今回、2種類のワクチンに対する助成を予定されているということなんですけども、1つが不活化ワクチン、シングリックスというほう、もう1つが生ワクチンのビゲン、従来のものですね、生ワクチンのビゲンというものなんですけども、この助成、いただいた資料を見ますと、割合がこのシングリックスのほうは80%で400人と大体想定されてて、生ワクチンのビゲンが20%で100人ぐらいと想定されているんですけども、金額が物すごく違うんですね。

最初のシングリックスのほうだと、助成額が1万円掛ける2回の2万円で、次の生ワクチンの旧来のものが3,500円なんですけども、この人数、助成の想定の人数の割合、これで金額を出したと思うんですけども、根拠はここに、ほかの市町村でやっているから状況を参考にしたと書いてあるんですけども、これを2種類助成しなければならない理由を教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 带状疱疹ワクチンについては2種類あるということで、もともとは生ワクチンのほうで進めていたものを不活化ワクチンというものができてきて、今、広まってきているというところで、ただ、生ワクチンのほうは、免疫抑制状態の方とか妊婦さん、もちろん対象が50歳以上の方なのでなかなかないと思うんですけど、接種ができない方もあるということがあります。

シングリックス、不活化ワクチンのほうは不適合者というのはないんですけども、少し副反応が強いというようなデータがあります。

接種料金も違いますし、それからワクチンの効果の持続期間というものも差があるというところで、接種料金と効果の持続期間と、あとその接種後の副反応とかいろいろなものを総合的に考えて、御本人が接種したいほう

を選べるようにということで、2種類を上げさせていただきました。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 効果が、生ワクチンのほうは1、2年で、不活化のほうは3年ということで、生ワクチンを2回打っても7千円だと思うんですね、助成が。

それなのに、こちらが20%の100人と想定してて、高価なほうが400人、もちろんそれだけではないということは今もおっしゃっていただいたんですけども、そこは、半々もしくは、その有効性の差がそんなに私は感じなかったんですけども、聞いた限り、なぜこういう割合になったのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 すいません。最初の質疑でお答えしているワクチンの有効期間というのは、ワクチンの効果の期間ではなくて、ワクチンそのものの有効期間です。

ワクチンによる予防効果の期間でいきますと、带状疱疹の不活化ワクチンについては、ワクチン会社の報告によると2回接種を行った後に、10年くらいは予防効果が73.2%ほどあると記載されています。

生ワクチン、ビゲンのほうですが、そちらのほうは詳しく書いてある、説明書のほうにはなかったのですが、予防接種の専門医が書いた論文には5年程度と記載されております。

どちらのワクチンも、生涯に助成は1回だけにさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 これ、私もちょっと調べたんですけども、リスクも、そのかかる人数の割合というのはそんなに高くはないんですね。

そういった中、50歳以上全員が対象、もちろん全員が打つということではないですけども、ではなくて、リスクの高い人だけとか、そういったことにはならなかったのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 今回、任意接種になりますので、希望された方に助成を行うという形を取っております、特にリスクがある、なしというところは、本人と主治医の方と相談をして接種する、しないは考えていただくという形になると思います。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 それでは、歳出4款1項5目予防費、予防接種事業15ページでございます。

内容につきましては、今の答弁、またカークランド委員の質疑からほぼほぼ理解をすることができましたので、再質疑から進めさせていただきます。

まず、おたふく風邪ワクチンにつきましては理解をいたしましたので、带状疱疹ワクチンの接種について、質疑させていただきます。

まず1点目でございますけれども、事業の助成、これいつからということによろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 事業の開始は8月を予定しております。ただし、令和5年4月以降に接種された方については、償還払いの申請手続により助成を受けることができるようにする予定としております。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 8月からということで、遡って4月からも助成が受けられるということで理解をいたしました。

続きまして、市内の医療機関でもって打っていただくわけでございますけれども、50歳以上の方については、本当に带状疱疹にかかって非常に苦しんでおられる方、たくさんいらっしゃいますので、50歳以上の方については、大勢の人に御利用いただきたいと思うわけでございますけれども。

先ほどの話の中で、市内の医療機関のほうでも打っていただくということでございますけれども、この接種ができる医療機関、市内に何件ぐらいの病院があるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 接種していただける協力医療機関については、現在、調査中ではまだはっきりしておりません。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 これから接種をしていただける協力医療機関については、今後の検討の中で決定をされていくということで理解しました。

先ほどの話ではないですけれども、大勢の人に御利用いただきたいという思いの中で、この市民の方に対してどのような形で、ワクチン接種について、周知を図っていかれるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 周知につきましては、市の広報と、それからホームページ、あと市内の協力医療機関等で、ポスター掲示で周知をする予定としております。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 よろしくをお願いします。

最後になるかと思っておりますけれども、生活保護を受けておられる世帯の方、また住民税の非課税世帯の方に対するこの自己負担金の免除なんかの制度、これは何か考えておられることがあったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 今回の予防接種は任意接種になりますので、そのようなことは検討しておりません。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

4款1項5目予防費、新型コロナウイルス

ワクチン接種事業15ページです。

1,200万円が計上されている内容を伺うことですが、先ほどの質疑で分かりましたので再質疑からさせていただきます。

こちらのほうは、条件を満たした方というか診療所だとか病院になるのかなと思うのですが、そういったところに直接支払うという流れになるのか、それとも現場で頑張ってるドクターだとか、医療スタッフに支払うというものなのか、そこら辺どういった理解でいいのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 支援金につきましては、その期間に接種した件数等を実績を報告していただいて、それを審査をして、医療機関へ支払いを行います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、その医療機関がもらうと言ったら変ですけど、その受けるということなので、それ以降のお金の使い方というのはその病院なり診療所が考えるというような流れになるのかをお聞かせください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 医療機関のほうへ支払い後の支援金の用途については、特に求めておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと対象とする施設の数というか、対象者数というのはどういう事業者、また具体的にどこどこかというのを、あったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 条件がありますので、それを満たした医療機関ということになるんですけども、昨年度まで県で似たような支援事業を行っていた際に、該当した医療機関が1医療機関と聞いております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 昨年は県の事業で1つだけ

だったというようなことが分かりました。大分、厳しい条件というか、どこも診療科のクリニックとかで当てはまるのかなと思ったんですけど、少ないんだなというところで理解いたしました。

それでは、次の質疑に入ります。

予防接種事業です。

1、任意接種のおたふく風邪・带状疱疹に係る費用として899万7千円計上されておりますが、対象者数の見込み、主な内容を伺うというのは、先ほどの質疑で分かりましたのでこちらはいいです。

2番目で、なぜ今定例会での予算計上に至ったのか理由を伺うと、これも先ほどの質疑で分かりましたので取り下げをいたします。

再質疑から伺いたいと思いますけど、この利用者については、どういう流れで利用がされるのかというのを、大体の流れを教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 助成の方法については、まず、接種場所が市内の接種協力医療機関の場合には、接種者は接種を受けた際、支払い時に助成額を差し引いた額を医療機関に直接支払っていただきます。その後、医療機関から予診票と合わせて助成額分を市へ請求していただいて、審査後に市から医療機関へ支払いを行います。

市外の医療機関の場合は、希望者は接種後に費用の全額を医療機関へ払っていただきます。その後、領収書、接種済証を添付していただいて、接種された本人が市へ申請をしていただいて償還払いを行うというような流れになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。じゃあ、窓口では、引いた額を支払うということで市内は対応するというので、利用者の負担が少なくてよかったのではないかなと思いました。ありがとうございます。

あとワクチンのほうも、他市がやる中で、健康を守るためにもやる費用ということで、とてもいいのではないかなと思っております。

次の、4款1項9目環境衛生費、温暖化対策推進事業15ページをお聞きします。

1点目、本事業の経緯と主な内容を伺います。

2点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金500万円として計上されておりますが、本事業と同交付金の趣旨との関連性があるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 2点、御質疑をいただきましたので順次お答えさせていただきます。

1点目の本事業の経緯と主な内容につきましては、省エネ家電製品への買換えをする市民を対象に、新城市省エネ家電製品買換え促進補助金を交付することにより、省エネ家電製品への買換えを促進し、二酸化炭素排出量の削減や電気料金の負担軽減を図ることを目的として、省エネルギー性能を有する家庭用電化製品の購入を行った方に費用の一部を補助するものです。

2点目の本事業と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の趣旨との関連性については、令和5年3月22日開催の国の第8回物価・賃金・生活総合対策本部で、物価高騰に対する追加策が示され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として、電力・ガス・食料品等の価格高騰への対応により重点的に活用されるよう、効果的と考えられる推奨事業メニューの中に、省エネ家電への買換え促進による生活者支援が提示されたことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して事業を行うものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。この件は、

国のリストにこういった省エネ家電の買換えというのもあったということで、物価高騰があつて出すんだということの流れということで理解いたしました。

買い換えるお金等がある人はいいのかなとは思いますが、やっぱり本当に今、大変な中で、こうした施策が有効なのかどうなのかなというところはちょっと疑問ではありますが、もう少し具体的に、こういったものを買うと、どのぐらいの補助等が出てくるのかどうか、期間も含めて概要を教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 申請期限までに自らが居住する市内の住宅にある既存の冷蔵庫、エアコン、テレビ、照明器具を令和5年7月1日以降に購入した新品の省エネ家電製品に交換するもので、対象となる省エネ家電製品としては、省エネ基準達成率が100%以上の冷蔵庫、エアコン、テレビ、LED照明器具が対象となります。

補助額については、市内に本店を有する事業所については、補助率対象経費の2分の1で、補助限度額3万円。それ以外の事業所については、補助率対象経費の3分の1で、補助限度額1万円となり、申請受付期間は令和5年7月3日から令和5年12月28日まで受付を行います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。補助額3万円から1万円というところの範囲があるのかなと思いますが、市内に本店を有する事業所で買えば3万円、それ以外だと1万円ということで、大枠そういうことかなと思うのですが、市内に本店を有する事業所というのはどういう概念というか基準なのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 市内に本店を有する事業所というのは、市内の販売店などがほ

とんど該当するかと思うのですが、それ以外となりますと、例えば、ケーズデンキだとか、マツヤデンキなどが該当するかと思われます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ケーズとかマツヤデンキは違うのではないかなと、ちょっと自分は思ったのですが、つまりその市内に本店を有する事業所という、個人商店というか、浅尾電器屋とか、そういった何ていうんですかね、何とか電気とか個人的な事業所というイメージだったのですが、ケーズは、例えば本店は多分大阪だとか東京とかそういったところにあるんだろうと思うので、対象外だと思っているのですが、もう一度聞きます。そこら辺、どういった線引きをしているのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 先ほど委員がおっしゃるとおり、市内に本店を有する事業所というのは個人販売店というか、事業所などが該当しますし、それ以外の場合としてはネットでの購入だとか、市外にある販売店だとか、あとそれ以外にケーズデンキやマツヤデンキなどが該当するかと思われます。

〔不規則発言あり〕

○浅井直樹環境政策課長 本店を有する事業所というのは、市内の個人販売店や事業所などが該当いたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、端的に聞きますけど、市内のケーズデンキとかマツヤデンキは1万円の限度額になる、つまり、市外の事業所だという認識でいいのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 委員、おっしゃるとおりです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。理解できました。

あと、ネットで買うときもいいよということですが、ネットのときは何かこの申請のときに、これはなくてはいけないとかそういう注意例みたいなものがあるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 ネットでの購入の場合ですが、申請には対象家電製品を購入した際の領収書の写しや、メーカー発行の保証書の写しが必要になりますので、発行できる場合に補助の対象となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 4款1項9目環境衛生費、温暖化対策推進事業15ページ。

1、店での省エネ家電製品の購入から申請までの手続と流れ。

2、ネットでの省エネ家電製品の購入から申請までの手続と流れ。

ゆっくりお願いします。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 2点、御質疑いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の店での購入から申請までの手続と流れについてですが、まず、購入家電が補助要件に合っているか確認の上、令和5年7月1日以降に対象家電を販売店等で購入いただき、申請者本人が住む住宅に設置いただきます。既存の家電は、家電リサイクル法等に基づき適切に処分していただきます。

交付申請は、必ず設置後に行っていただくこととなりますので、7月3日から12月28日までの間に申請に必要な書類をそろえて、環境政策課まで持参か郵送にて提出いただきます。

申請の受付は先着順となります。受付、審査後に交付決定通知書と請求書を市から申請者へ送付いたします。受け取った請求書を返

送いただいた後、補助金の交付となります。

2点目のネットでの購入から申請までの手続と流れについては、店での手続の流れと変わりませんが、申請には、対象家電製品を購入した際の領収書の写し、メーカー発行の保証書の写しが必要になりますので、発行できる場合に限り補助の対象となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この一番最初、広報は市のほうでいろんなほのかとか使ってやると思うんですけど、実際、お店で購入するとき、お店の人が「対象商品こういうのありますよ」「こういう市の補助ありますよ」というようなことを、お店の人が紹介するとかそういうことはあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 事業の内容については、事前にお店のほうに事業の説明を行っておりますし、販売店等にはチラシだとか、申請書などを配布させていただきたいと思いますので、事業の詳細については販売店でも説明をさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、購入するときにお店の人からも積極的に教えていただけるということですね。

では、もう1つ、1なんですけど、この申請というのは、紙媒体になるのですか。ネットでの申請とかはできるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 紙での申請を予定しております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、もう1つお聞きします。

受付は先着順で、期間内で予算に達したら終了ということなのですが、これ、終了したよというお知らせはどのように行うのか、お

聞きします。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 予算額について、市のホームページで随時更新をしておりますので、市のホームページで御確認をさせていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、お店のほうにも、「もう終了したから説明はやめてくださいね。終了ですよ」ということもしっかりとお伝えしていくということですね。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 その予算額についての情報についても、各お店にもしっかりと連絡をしたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 10款3項1目学校管理費、中学校管理事業17ページであります。お願いします。

8点ほどあります。

1点目、借地に係る平成3年借地の開始のときからの借地料の推移。これ、総額でもいいのですが、そういった年ごとのもの。

そして、2点目、平成3年借地開始時の、数年後借入れ地の購入約束をされたら概要書にはうたってありますので、その詳細。

そして、令和3年10月15日付で、一部の地権者からの買取要望書が出されている、その詳細。

そして、4点目、令和4年9月定例会上册の第92号議案で、令和4年度新城市一般会計

補正予算（第4号）10款に関わるところの東郷中学校の不動産鑑定の上程がされました。この鑑定結果から、買取価格を6,637万8千円と積算をされたのかどうか、伺います。

5点目、借地に対し、当初、テニスコート・グラウンド造成整備は借受人である本市が行ったと思われます、また当然であると思います。したがって、土地鑑定は現況でなく登記簿表示種目とすべきではなかったのか。

そして、6点目、それぞれ借地には、いろんな権利が登記をされます。ここでは、借地権と書いてありますが、地上権であるとか地役権がされておりますし、多分平成3年だと思いますが、借地借家法が変わって、翌年の平成4年に公布されてると思うのですが、これは新法適用なのか、旧法で行ったのかを含めてであります、それに関わる部分。

そして、7点目、東郷中学校所在地となる竹広宮川地内にありますので、この辺の農地の価格と資産の評価額について。

そして、8点目、当然土地の売買が発生しますので、買主、売主に対する諸費用等々が発生すると思います。これの売主、買主の負担の割合。当然、境界確定から所得税申告まで含めての流れでありますので、お願いをしたいと思います。

以上、8点お願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の借地料の推移につきましては、総額になりますが、平成3年度当初の約100万円から増加を続け、平成19年度には約306万円の借地料となりました。平成21年度までの3年間は同額で推移しております。平成22年度から令和元年度までは約303万円と若干の減額となり、令和2年度は約250万円、令和3年度は約200万円、令和4年度約186万円と推移しております。

2点目の約束の詳細であります、文書において、約束を取り交わしたということはありません。

当時、東郷中学校校地拡張推進委員会と地権者との打合せの中で、借地料の協議が整った際、地権者から「1年後には用地買収に入りたい」との要望が出されました。それに対し、市は、今後賃貸借の方向で進めていく上で、賃貸借契約を締結してから1年後に用地買収に入るという確約はできない状況であるが、なるべく早い機会に用地買収ができるよう鋭意努力することを説明しております。

その後、平成2年12月に、東郷中学校校庭拡張地権者会代表者2名の連名で、借地契約をするに当たっての要望書が提出されました。要望事項5項目のうちの一つとして「買収を希望するものに対しては、事情の許す限り早期買収に応じること」と記載されております。

3点目の買取り要望書の詳細ですが、要望書に記載されている要望理由としては、東郷中学校運動場拡張整備事業用地として、長期にわたり賃貸借契約をして、今日に至っております。当初の契約地権者は既に死亡し、相続人が引き継いでおります。現在の地権者たちも高齢化しており、今後相続をする子どもがいない者や、相続人が定まらないなど、家庭の事情があり、売却を要望するという内容です。

4点目の積算ですが、鑑定価格を基に、庁内において精査をした結果の積算額となっております。

5点目ですが、該当地につきましては、中学校用地として既に活用しており、用地購入後においても利用形態が変わるものではありませんので、現況による鑑定を実施したものです。

6点目の借地権登記につきましては、借地権の登記はしておりません。先ほど、新法か旧法かというお話でしたが、当時の詳細よく分かりませんが、恐らく新法、当時適用される法律にのっとった契約かと思えます。

7点目ですが、東郷中学校付近の農地の固定資産税標準地価格につきましては、田んぼ

が1平米当たり137.2円、畑が1平米当たり74.6円です。

売買価格につきましては、国土交通省の情報システムで確認したところ、新城市富永の農地1,800平米が50万円で取引されている事例がありました。1平米当たり約278円です。

8点目の負担割合ですが、今後発生します費用につきましては、売買契約書に貼付します収入印紙代、総額で約4万円と、所有権移転登記に添付します地権者の方の印鑑登録証明書発行手数料1通200円となります。費用の負担につきましては、収入印紙代は買主である市で負担をします。印鑑登録証明書の発行手数料につきましては、各地権者の方に負担していただくこととなりますが、市内の地権者につきましては、公共工事をスムーズに進めるため、無償で発行しておりますので、費用負担はありません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、明確な答弁をいただいたという理解をする中で、質疑をさせていただきます。

まず、1点目の借地の推移というところからお伺いをさせていただきますが、これ、議員から資料要求をさせていただいておまして、当該資料は多分32ページからだとして理解しておりますが、389ページまでありますので、かなりのボリュームの資料であります。ここもお名前であるとか、そういったところは当然黒塗りがされておりますので、そういった理解をするわけではありますが、これちょっと見させてもらいました。

大変なことになってるなというのが、実はあります。確かに、平成3年2月20日に、最初の契約をされてみえます。そして、平成の、これは資料の32ページで見ております。そして、ちなみに、多分お手元には議員の皆さんも閲覧ができると思うのですが、実は、借地面積の変更を平成12年4月1日付で行ってる

んですね、これ。37ページです。

八剣の地で、変更前が、458、そして、同じく234、313が、439、210、256というふうになっております。そして、いまだかつて、今、課長が申し上げられた賃料の借地料のお支払いについて、これちなみに44ページを見ていただきますと、この契約は令和2年2月27日にしております。この44ページを見ますと、土地は何と元に戻っている。

こういう契約をしながら、「はい、買いましょう」ということが言えるのかどうか。どうなんですか。まずここから聞きます。気がつきませんでしたはとおりませんよ。

これは当然、最初ここを取得したのは、合併前の近藤長一市長でありますし、それを受けて山本芳央市長、そして新市合併をして穂積亮次市長、そして今、改選によって下江洋行市長であります。責任は引き継ぎをした市長にあるんですよ。このことはどのように。

まず、6,633万8千円、印紙代を含めて6,637万8千円を計上するにこういうことがあってよかったのか、いいのか悪いのか。まず、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 面積につきましては、過去に変更があったにもかかわらず、また、この令和2年の契約のときには、面積が戻っているという状況であります。

どう説明すればいいのか難しいですが、その前の契約、その1年ごとの賃借料の変更の契約を見ますと、その当初の平成6年何月なりの契約の第何条部分の金額の変更ということとずっと契約書はその部分のみの一部変更契約書になっておりますので、そういった中で、恐らく見落としがあったのかなと考えます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 あるまじき行為であるというふうに、またその結果としてこうなってしまったということでもあります。

ここらは、俗に昔からよく言われてました、地方公務員法という法律の中でやっていますよということでありまして、それを任命した任命権者である市長の責任は非常に大きいと、誰しもが理解をすべきであるし、当然のことだと思います。

そこで、こういった事象の中でありまして、多分、平成3年の契約の時点から平成4年の3月末までの契約の期間の中で、8千万円近くのお金がここに投下されたと理解しますが、(1)で言った借地の推移であります、借地料はそのぐらい支払ったという計算、自身机上計算しかしてませんのでよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 平成3年度からの借地料の総計としますと、約7,700万円が総額になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、2番目の質問をさせていただいた借地の数年後に購入をしてほしいよという契約についての質疑をさせていただきたいと思います。

これは、資料の383ページまで飛びます。

383ページには、このように記載がされております。要望書、これを出されたのは、契約前の日付、平成2年12月10日であります。このときに、東郷中学校校庭拡張地権者会という代表者の方から提出をされております。

要望書、私たちは云々ということが書いてあって、5つのことがあります。買収を希望する者に対しては、事情の許す限り早期買取りに応じること。固定資産税は免除していただくこと。豊川用水除外決済金は新城市において負担していただくこと。賃貸の期間は平成3年1月1日より3年間とする。但し協議の上延長するものとする。借地料は固定資産税評価価格の改定に応じて変更することということで、先ほどあったように、当初が100万円ということであったわけだけど、最

終的には300万円ぐらい。そして、今、令和4年度は180万円ぐらいに下がってきたけど、総額で7,400、500万円の総額支払いは市が負担をしてきたということでもあります。

そして、もう1枚はねますと、よく薄くて分からないこの字ですが、東郷中学校拡張の賃貸借に関わる検討結果というのは、これは先ほど検討されたという結果表が載っております。これは見ていただければ、それぞれお分かりかと思いますが、389ページ、これが過日山田委員が、一般質問で質疑をした折に出てきた要望書、令和3年10月15日付のものだということで、資料としていただきましたが、ここには教育委員会宛で出すということですが、これどういうお考えなのか知りませんが、本来はこれ、新城市長宛に出すのが、公文書だと思うのです。

それは別として、竹広地区内における新城市役所への土地云々ということで、売却を要望ということで、①は、平成6年10月1日ということでこれは列外ですが、②には東郷中学校運動場拡張整備事業用地として長期にわたり賃貸借契約をして、今日に至っております。当初の契約地権者は既に死亡し、相続人が引き継いでおります。現在の地権者たちも高齢化しており、今後、相続をする子供もいない者や、相続人が定まらないなど云々ということで、とにかく今までお貸ししているところを買っていただきたい、買っていただけないかなという要望書で、ここにあります竹広地権者、これ多分代表というふうに書いてありませんので、上にあるなお書きで、以下の関係者からも同意を得ていますということですが、ここでちょっとお伺いしますが、この黒塗りの部分に、5名の住所というのがあります、下段のほうに地権者としてありますが、この要望書は、この地権者と書かれた方がお一人で来庁されたのか、それとも以下の方ということで、関係された方も同席をされたのか、まずそこをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 この要望書の提出に当たりましては、直接教育総務課のほうへお見えになったというわけではなくて、その資料館のほうへこの要望書を提出をされております。資料館のほうから、こういった要望書が提出されたということでいただいたものですので、その当時こういった方がお見えになったのかは把握をしておりません。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 資料館とおっしゃったのは、設楽原資料館ということで理解をすればいいのか。

でしたら、やはりそこでも当然こういった文書の流れ等々において、すいませんが宛先は、土地を賃貸借している借主というのは新城市長であるので、当然、買付希望についても新城市長ということで、愛知県新城市長、所管教育委員会というならまだ話も分かるのですが、こういった文書をまずここで確かに受けてますよね。

資料館で受けて、同じ10月15日に、時系列的にいうと、朝起きれば、昼のメールで文書確認できて受付ができるのですが、これもちょっといかがなものかと思うんですね、これ。本当に事務的で、10月15日という日付だから、受付のほうもこれでいいよね、ぽーんと押し、これでできるのですが、こういった文章の受付方がもう全くまずい。

これらが出していただいたので内容があったんだけど、こういうことで6千万円も払ってちょうだいよというのはどうかなということになるのですが、問題は、これを受けて、どのような形の中で、6月2日付の補正予算提示まで来たか、お話を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 要望書提出とは別で、地権者の方と契約書の交換をするときに、地権者の中には、「いつまで賃貸するのかね」というような話も直接言われていく方もお見

えでした。

そういうことで、この要望書提出を受けてから、そもそも元は市が購入していくというか、平成26年度ですか、議会の中で借地について特に建物が建っているような借地については市の所有にしていくという考え方が市として示されておりますので、こういう要望をいただいたのを契機に取得していこうという考えで進めてきました。

令和4年9月の不動産鑑定評価の補正につながりまして、鑑定評価が令和4年の12月末に提出がありましたので、本当は、令和5年度当初予算に盛り込みたかったのですが、予算作成のスケジュールに間に合わなかったものですから、今回、6月補正ということで要望させていただいた次第です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 契約書の変更をされたという、これ、この要望が出されたのが令和3年10月でありますので、当然令和4年3月31日をもって一応契約は終了するという契約書だと思います。

それで、令和4年4月1日から期間を定めて契約をする。そして、双方申出がなければ、1年延長するというのは、これ多分自動更新ではなくて、1年延長契約が取られているわけであります。

そのときに、いつまでに買っていただけるのかということ、令和3年度の契約から令和4年度の契約に更新契約を打つときに、それはされたのか。それ以前にあったのか。契約書と言われたので、はい。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 私、令和3年度のときに地権者の方から、「ぼちぼち買ってくれんかね」というような意見を窓口で言われておるのを承知してます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 窓口というのは、教育委員会の窓口という理解でよろしいのか。

そこで、令和3年10月15日で出された要望書の中に、以下の者もということで5人ほどあります。代表申請された方が1人であるならば、計6人、9人のうち6人が買っていたきたいという御希望だったということですが、過日の一般質問の御答弁の中では何か人数が当初よりも減ったという、売らなくてもいいというのか、この逆ですが、これは買っていたきたいという方がいますが、逆に言うと、現状のままでも結構ですよという方がお三方お見えになったという理解をすればいいと思うのですが、その後、新城市で買取りをしていただいても結構ですよという人数が増えたとお聞きしましたが、これは事実なんですよ。ここには載ってありませんが。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 質疑をもう一度確認したいので、反問権よろしいですか。

○丸山隆弘委員長 今の確認ですね。許可します。

○原田俊介教育総務課長 売りにたくない、売らないよという方が3人いるのかという質疑でよかったですかね。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 この時点では、10月15日現在の要望書を見ますと、以下の関係者からも同意を得ているというのが5名。そして、竹広地区地権者として、この上です、何て書いてあるか分かりませんが、名前を書いて、恐らくここに印鑑を押して、お所、お電話番号が記載されているので、自身は、6人の方が「買っていたきたい」と申出をされた。そして、地権者の方は9人見えますので、3人の方は、「いや、いいですよ」という意思表示をされていた。ところが、過日の質問の折には、「いいですよ、そのまま買っていたかなくても」という方が増えたというふうな答弁があったような記憶があるのですが、この「購入いただかなくても結構です」という方は、その後変更があったのかなかったの

か、その点であります。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 まず、この要望書に書いてある以下の者、5名以外の方が「買ってくれなくても結構です」という意思表示をされているのかどうかは、把握をしていないです。

ということと、この要望書を受けて、今回補正予算要求させていただくに当たって、地権者9名の方にアンケートを行いました。買取りを希望されるか、しないかというアンケートであります。そのうち、多くの方が買取りを希望されるという回答をいただいておりますので、買取りを要求されない方が増えたという認識は持っていません。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地権者9人にアンケートをお願いして、多くの方が、ではなくて、そういうときには、例えば9名中7名の方が希望していますというのが正しいのではないですか。多くの方というのはね、そういう答え、答弁というのは失礼ですよ。

○丸山隆弘委員長 山口委員、確認ですか。

○山口洋一委員 確認です。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 9名中8名の方から買取りを希望するというアンケート結果をいただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 最初からそのように言っていたければ、よかったのですが。

続いて、4点目のあれであります。ここに不動産鑑定をされた資料が、241ページから延々と載っておるわけですが、ここには、256ページからの資料には、平米単価7,060円、1万4千円幾らかを60で割ってますので、若干条件不利だということでやっています。もう一方の329ページからは、何とここは豊川用水の上に地上権がかかっているからということで、2,650円で評価をして

いる。そして、庁内で精査をした。細かく計算をして、事象を見てやったら6,600万円になった。

そうするとこれ、ちなみに取得の面積に対して、6,600万円を割り算を掛けると、平米幾らなのですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、6,600万円を取得面積総額で割りますと、平米当たり8,313円程度になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 7,060円で鑑定士が評価しました。当然鑑定士には、9月補正のときに130万円ぐらいだと思えるのですが、鑑定料をお支払いをしております。それは、ちょっとこちらに置いといたとして、7,060円で鑑定をしてきたのに8,300円の金額をつけるということは、なぜなんですか、これ。

こういうことしているから、これちょっと余談になりますが、山田委員の質疑の中で、「地権者にどういう方が見えますか」ということを恐らく山田委員は質疑をしたと思うのです。あえて、ここでは申し上げませんが。

7,060円で計算しましたといったらまだかわい、かわいという言い方はいけません、あれですが、まだこれに2割近くもオンをしてやってる。そして、329ページ以降は2,650円の単価が出てるのですよ。

先ほど、学校周辺とか、富永の件を言われましたけども、ここだって平米278円ですよ。国交省がやってる新城の地価、もっと安いんですよ。それから、ネットで調べますと、あの学校の周辺の農地は、実は500円なんですわ。0.17万円ですよ、平米。

そこらから考えて、この庁内で精査ってどういう精査をされたんですか、どういうものに基づいて。そして、ちょっと前に、三遠南信の残土処分で国が入ってるから、10アールを350万円を田んぼや畑、買ったからいけないとか、地域の環境を守るために、長年続

けてきた養鶏業を廃止された地権者の方から、4億7千万円もかけてあの土地を買ったから、これも近々の話だから、実勢価格ならこれぐらいにしようという圧力があつたのかもしれませんが、やはりそこは、今回は、本市が、いいですか、本市が「売っていただきたい」と言ったのではないでしょう。地権者が、「何とかしてください」「買ってください」と言ってるのだから、普通こういうときには、商売上は、例えばそこが100円であっても、「今、私はすぐに要りません。だけど、あなたがそこまで言うなら、買しましょう、50円で」というのが取引なんですよ。

それをできない、やらない。そして、評価7,060円を8千円も値をつけてしまう。これはどうなんですか、これは実態として、お答え願います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 ただいまの鑑定評価書の関係ですが、まず鑑定評価を行うに当たり、学校付近の標準値を算定しております。それは、売買実例だとか、近隣の状況から考えたもので、標準値を定めまして、その標準値価格として1万4,700円というのが、例えば資料によりますと256ページ、標準値が出てまいります。

それで、この標準値に対して、それぞれ批准価格を定めておるものがその7,060円とか2千円幾らという評価になりまして、それは1筆、あと用水のところと田んぼと1筆ずつの鑑定を行ったのがこの2種類ということになります。

その標準値1万4,700円から庁内で批准をして、角地だとか接道要件だとかいろんな要件を勘案したところの単価として算出したというものであります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 路線価であるとか公道に面しているとか、駅に近いとか遠いとか、それから、買物がどのぐらいなのか、病院がどの

ぐらいなのかということは、今、学校でこれ使ってみえるんでしょう。

使ってみえて、そこにこれ以上、上物が建つことはないだろうと思いますし、それによって、そこを買われた方が利便性が高まるわけでもないと思います。

さらに、ここについては、当然農地の状態で借上げをされて、そこに本市がかなりのお金を投下してグラウンドにする。そして、テニスコートといえ、すごくお金がかかるんですよ、造成されるには。それも含めて、造成をしてきた経過、経緯があり、市民の皆さんの税金を使わせて造成をされたということでもありますので、本来であれば、その部分のうちが見てるから、これを現況で鑑定をしてください。ただし、農地として見た場合の鑑定もしてください。それをやって当然でしょう。

7,060円になったり、2,650円になったりしたんだけど、これ地役権というのがかなり打たれておりますので、臆本見ますと。そういう権利というのは、借地権だと抹消登記をするとか、抵当権も打ってありませんので、そういう抹消登記費用云々は発生しないであろうと思いますが、そういった中で、もう既に、平成3年に市がお借りをして、そこに子どもたちの教育のために、市がお金を投入して、テニスコートを造り、グラウンドの整備をしたというのは、既成の事実なんですよ。

そこで、その部分も含めて現況で見たら、それは当然評価しますよね、高く。なぜ、そこに元に戻って、当市がこうだったんだからこうなんだということをやらなかったのか。

そして、賃貸借契約をすると登記簿上は無理に打たなくても借地権が発生するというのは御存じだと思うのですが、特に今回のように「買ってちょうだい」という申出があった場合は、借地権割合を主張してもいいんですよ。100万円の土地なら3割引いてもいいんですよ。そういった世の中の流れ、世の動

きというのを十分熟知していれば、恐らくこの土地については、どう考えても1千万円前後で買えるのですよ。

今、我々、僕、富岡なのですが、圃場整備した水田が、10アール100万円ならと言ったら、そんな高い金出して買う人はいませんって言われますよ。

だから、そういうことを含めて、市民の方が感情的にならないようにするというのが行政の仕事なんですよ。それで、どうしても高い価格で売りたいというのは分かります。分かりますが、既にあなたには30年間お世話になりながら、本市としては、皆さんの税金から7千数百万円お支払いしてるのです。そして、今度この土地をまた買い上げて、御希望するような価格で買い上げたら1億5千万円になるのですよ。ほいで、造成に5千万円かかったら2億円なんですよ。

だから、地域の子もたちが学校で歓声を上げて運動できる、子どもたちのためにも考えてくださいよというのが本当ではないかと思うのですが、その点はどういうふうに考えたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 確かに、造成したのは市費を投じて造成し、学校用地として活用できるような状態にしたのは市でありますので、委員の指摘、ごもつともだと考えます。

これまで、こうした、例えば学校用地の借地等で実際に購入した例もありますが、そうした中でもやはりこの現況の不動産鑑定の評価を活かした購入ということで実績できておりますので、今回についても、学校用地としての現況として評価をさせていただいて価格を出させていただいたということでもあります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それは、改めて土地を取得する、例えば所管ですので言いますが、例えば、給食共同調理室ができます。ところが、受入れヤードについて問題があるので、少し

道路を広くしたい。それで、近隣の道路部分の田んぼを買いたいというなら、これ分かりますよ。30年お借りをしておいて、既に造成をして、かなりの税金を投入してきたところということ、やはりそのケース・バイ・ケースで考えるべきではないのですか。

方々でやってきたから、今回もこれでいいんだ。これ、担当者の方を責めてもいけません、例えば、原田課長個人だったら絶対嫌って言いますよ、これ。自身が、買うほうであつても嫌っていうし、売ろうとなるとこんな安くて嫌と言いますから。

それで、そこらを考えていかないと、先ほども若干大きな問題になるのではないかという800万円の話もありましたが、そういったことになったら、どうですかということですよ。

だから、今回提示していただいた取得価格についてはどうかなということですし、それから、権利の登記はありませんということでしたが、一応、借地権は多分生きているだろうと思います。

そこで、学校周辺価格の金額を申し上げましたので、買主と売主の費用負担ということで、先ほどおっしゃられたのは、印紙代4万円。それから、所有権の移転をするのに印鑑登録証明書が要ということで200円は市内の方だと要りません。

ところが、所有権移転登記は、市行政が、国官公庁が行われる登記というのは嘱託登記となります。これは、公共の事業という考えなのか、30年もたったのもう公共の事業は当然だと思いますが、そういう形の中で、嘱託登記をしていくのか。

それから、もう1点併せて、官民の境、道路境を見なくてはなりませんよね、これ、当然。要するに、境界確定という仕事があると思うのですが、それはどうなっているのか。

それから、当該金額で6千万円で売買をして、それ幾らになるか個人的には不明瞭であ

りますが、これ当然、不動産取得税が課税をされますよね。その場合、先ほど言われたように、要望書にもあったように、さきの地権者が亡くなられて相続を打つてあるということであつたわけでありましたが、あの謄本を見た限りでは、全部証明ではないので分かりません。全部証明の謄本が3部しかありませんので。大体、それを出すのも不誠実なんですよ。議員が提案をして、謄本を見せてくださいといったら、全部なくてはいけないんですよ。

それを見ると、平成何年何月幾日、〇〇××から相続して書いてあるんですよ、謄本というのは。それで、抵当権とか全部打つていくのですが、言つとるだけで、中身これ、あの子の処理が見えないんですよ。

これも不親切な資料提供だなど、一応それなりに出した資料400ページ全部見ましたので、気づいた点だけ、これからこういうことあつてはいけないので申し添えておきますが、そういった費用、税金、特に、不動産取得税、これ山ではありませんので恐らく概算経費というのはないだろうし、公共収用とまでいなくても、租税措置法が適用される範囲であるとは思ってないですし、相続をぱつと見たところよりますと、相続に関わる税金というのは、20年以上、20年以下というのがありまして、実効税率40%と20%というのが今でも変わってないと思うのですが、その点のことについては、十分に地主の方にもお話をされて見えるということで、いいんですよ。

というのは、これも過日の山田委員への質疑であつたわけでありましたが、極力地権者の負担は減らしたいという答弁がありましたので、本来1個ずつ聞くのがいいのですが、まとめ。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 まず、所有権移転登記ですが、嘱託登記になるのか直営でできるのかちょっとそこはまだ確認をしております

せんが、恐らくそういった、職員のできるようであれば直営で行いたいと考えております。

それから、境界確定につきましては、恐らく東郷中学校体育館を建設したときに、境界確定を行っております。今回、資料提供で出させていただいた概要書みたいなものも、そのときに取ったものでありまして、今回取得するために取った資料というのがほとんどない状態でありましたので、手持ちがない資料で、あるだけのものは出させていただいたということで、不親切だと言われますが、あるものは全て出させていただいております。

それから、不動産取得税というのは、譲渡所得の関係ですかね、不動産取得はもらったほうなので、かかる税金については、収用事業ではありませんので、いわゆる5千万円控除とよく言われるような事業には該当しないと思っておりますが、公拡法という国有地拡大の法律という中にも、自治体、市町村に不動産を売ると控除があるというものもありますので、その辺はあるのかなとは思っておりますが、今現在、地権者の方には一切接触をしていなくて、なぜかというところはまだ予算がない状態なのに、交渉ができない。売るも売らないもやはり価格が分からないとお返事ができないというのが、恐らく多くの方かなと思っております。

感覚的には「売ってもいいんだよ」という話にはなるかもしれませんが、実際額を見ると、「これじゃ売れんな」ということもあり得ますので、まず予算を確保した上で交渉に当たりたいと考えておりますので、まだ地主の方にこういった細かな話は一切行ってない状況です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 公拡法というお話が出ましたので、これ公拡法の適用を受けるには、全部で22筆あると伺っております。そして、法の第5条には、200平米以上の土地となっておりますので、200平米以下の土地については、

当該公拡法は適用されないという理解でいいんですよね。

そうすると、ちなみに公拡法を適用除外になる筆というのはどのぐらいあるのですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 地権者単位で言いますと、皆さん、200平米以上ありますので、全て該当すると考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 全て200平米以上あるのですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 筆ではなく、地権者さんごとの総地積で言いますと、9名の方、それぞれ200平米以上の土地をお借りしております状況であります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、市街化調整区域ではありませんので、千平米と1万平米という適用はないわけではありますが、ここで言ってる200平米というのは、Aさんが1、2、3筆ある。そのトータルが600平米幾つかになるから、200平米を超えてるという理解ということなんですよ。1筆ごとではない。

それで、これ、まだ申出はされてないし、そのこともお話しされてないんですよね。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員、きちんと質疑をしてください。

山口洋一委員、改めてお願いします。

○山口洋一委員 「公拡法がありますよ」「課税は1,500万円控除できますよ」というようなことは、お話しされてないということですよね。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 まだ、話はしてありません。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

~~~~~

ここで、5時30分まで休憩とさせていただきます。

きます。

休 憩 午後 5 時 20 分

再 開 午後 5 時 30 分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~

次に、2 番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出10款 3 項 1 目学校管理費、通学費援助事業17ページであります。

(1) 補助金99万 7 千円の内訳詳細を伺います。

(2) バス通学者が増加した要因を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1 点目の内訳につきましては、鳳来中学校において、豊鉄バス田口新城線あるいは四谷千枚田新城線を利用して登下校する 1 年生 4 名と 3 年生 1 名の計 5 名分の定期購入代となります。

2 点目の要因ですが、増加した要因につきまして、従来、通学費補助金につきましては、各学校に次年度の対象者の乗車区間や人数を調査し、それを基に新年度予算の要求を行っております。今回、補正予算の要求対象となったのは、鳳来中学校において豊鉄バスを利用する 5 名分の増額です。

今年度に入り、通学費補助の申請を受けた際、予算要求時の人数と金額に相違があったことから、学校に確認したところ 5 名分が調査時点で漏れていたことが判明したものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 実際には、これだけ本来当初予算で計上するべきところが漏れていて、今回の補正になったということでもありますので、内容は分かりました。

そういうことであれば、次年度以降、同じ

ようなミスがないように何か対策をしていただきたいと思うのですが、その辺りを教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 これまで学校でリスト表を作成して、いわゆるエクセル表のようなもので自動計算されるような表だったのですが、たまたまそこに数式が入っていない状況がありましたので、それをうのみに信用することなく、目視、手動で改めて計算し直すような作業は学校でも行っていただくようにしますし、こちらでも行っていくように取り組んでまいります。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に、3 番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、10款 3 項 1 目学校管理費、中学校管理事業17ページ。

6 点、あります。

1、中学校管理事業でのグラウンドとテニスコート買取りの緊急性について。

2、借地に係る平成 3 年借地開始からの経緯。

3、平成 3 年借地開始時から支払われた借地料の合計。

4、一部地権者からの買取り要望人数と事前買取りアンケートの結果。

5、地権者に対し説明会の回数。

6、借地には地役権が設定しているかの 6 点です。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1 点目の用地の購入につきましては、平成 3 年の土地賃貸借契約時から買取りを望む声が強くなり、財政的な理由から借地での契約をお願いした経緯があります。

令和 3 年に、一部の地権者から改めて売却の要望書が提出されたことから、今回、買収を行いたいというものです。

2 点目の借地開始からの経緯につきまして

は、平成5年4月にテニスコートを竣工し、竣工式を行いました。平成9年2月には、現弓道場であるやつるぎ会館の竣工式と、東郷中学校50周年記念式典を行いました。

また、平成9年7月には、運動場整地、体育倉庫・クラブハウス改築等、運動施設の整備を通して東郷中学校の充実発展を期することを目的に、東郷中学校運動施設整備委員会が発足し、校地の拡張計画についての検討を行ってきました。平成19年度から校地の拡張に着手をし、平成21年度に工事を完了し、現在に至っております。

3点目の借地料の合計ですが、合計額につきましては約7,700万円です。

4点目のアンケートの結果につきまして、買取りの要望書に記載されている方はまず5名です。アンケートについては、対象者9名に対し、買取りを希望するかどうか等お聞きをし、多くの方から買取りを希望するとの回答をいただいております。

5点目の説明会ですが、令和3年に一部の地権者の方から要望書が提出されて以降、地権者の方に対する説明会は開催しておりません。また、今後についても説明会を開催する予定はなく、本補正予算が可決されれば、個別に金額を提示しながら説明させていただく予定です。

6点目の地役権につきましては、中部電力の送電線に係る土地について、地役権が設定されております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 一般質問でやってるものですから少し重なるかもしれませんが。

では、1番から行きます。グラウンドとテニスコートの買取りの緊急性ですね。これ、市民の方に言っても、どこにも緊急性がないのです。担当者の方も重々承知の上でやっているのではないかと、私、心が痛いのではないかと思いますよね。

補正予算というのは、緊急性があるということですけど、先ほど予算のときにも緊急性とか、市民の声とかいろいろ言っていましたけど、この緊急性は要望書が元で、この緊急性が出されたということでしょうか、確認します。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 もともと用地は購入していくという認識を持っております。その中で、改めて要望書が出されたということで、本来であればもっと早くに購入はできているべきであったと思うのですが、これが今までに延びてきている状況から、早期に用地を購入したい。

その理由としても、要望書も出てきたのがありますし、要望書にもあります高齢化してきた、あと相続の理由等もありますように、仮に今は善意で借地を契約させていただいておりますが、もしこれが第三者に売買されたり、所有権移転があった場合に、今の学校運営が安定的にできるかどうか不安定な状況になりますので、そういったことも解消するためにも早期の買収を行っていきたいという考えであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 他の業者に買われるというフレーズは、鈴木養鶏場で聞きました、鈴木養鶏ね。他の業者ですね。私、買うわけないと思います。

その今の説明ですけど、せっかく地元の方が、グラウンドとテニスのために用意したところに、今、ほかの者に買われるかと言いましたよね。ほかの者に買われるとしたら、そんな業者あるのですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 具体的な話ではなくて、可能性として所有権がどなたかに移られる可能性があるという話をさせていただきました。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それを言うなら、相続のときに、例えばアメリカにいる子どもが相続をしたり、韓国とかいろんなところに行ったときのことを考えてというの分かるんですけど、他の業者が買うわけではないのです。

なぜかという、これは地元の方たちがそのグラウンドを造ろうという意見の上で、公共事業に協力しているのですから、今の説明は全く理解できませんね。

緊急性という点については、令和3年度に出ましたけど、もともと平成3年ときの買取りの要望があったということがここに書いてありますね。要望書が出たのは、平成2年12月10日とあります。ここに書いてあるのは、東郷中学校校庭拡張地域地権者会で、「買取りを希望する者に対しては事情の許す限り早期に」と、このときに、先ほどちょっと数がよく分からなかったのがこの後聞くのですが、9人の方のうち7名という、これが要望書が出てくるのです。

ついでに、ちょっと飛びますが聞いておきます。要望書の人数が、令和3年のときと違うと思うんですけど、先ほどの、当初は、9名のうち7名出席だと書いてある。令和3年10月15日に竹広地区地権者として9名のうち5名となってるんですけど、確認をして人数が二転三転するのがどうもついていけないものですから、そこの要点を言ってください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今現在の地権者の方は9名であります。

令和3年10月15日に出された要望書、先ほど山口委員からも指摘がありましたが、以下の関係地権者からも同意を得ていますというのは5人です。

竹広地区地権者として名前のある方は、東郷中学校の借地をさせていただいてる方ではないです。

なので、設楽原資料館の土地をお貸している方ですが。

[不規則発言あり]

○原田俊介教育総務課長 ということなので、今回この令和3年の要望書の中で、東郷中学校の地権者に該当する方は5名の方です。

[不規則発言あり]

○丸山隆弘委員長 すいません、再開します。山田辰也委員。

○山田辰也委員 ちょっとよく分からなかったです。設楽原資料館に出された要望書だったと、先ほど言っていましたけど、その要望書の中には、設楽原資料館に出された要望書は、設楽原資料館に貸している土地の地権者であって、今回のその田んぼを貸したテニスコートの方とはまた違うという認識でしょうか。もう1回よく。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長、改めてお願いします。

○原田俊介教育総務課長 分かりにくくてすいません。

令和3年に、要望書が提出をされました。その要望事項が2つあります、資料見ていただければ分かるかと思うんですが。

要望事項の1点目として、設楽原歴史資料館に貸している土地を買ってほしい。2点目に、東郷中学校に貸している土地について買ってほしいという要望であります。

この要望書を出された一番下の竹広地区地権者という方は、この①番の地権者であります。②番を出すに当たって、恐らく、この方たちも承知してますよ、同意を得てますよということで、2番の要望に対して、私が勝手に出したわけではないですよという意味合いなのかと理解をしておりました。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いやあ、よく分からないような説明なんですけど、設楽原資料館にグラウンドの買取りを出したような、そういうものだというふうなことでいいですかね。

今の説明だと、市民がついていけないと思うんですけど。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長、改めて確認の答弁があります。

○原田俊介教育総務課長 すいません。

山田委員、資料の389ページは御覧いただけますか。

この2点の要望がありまして、その一番下の竹広地区地権者という方は、①番の関係者です。

以下の関係地権者からも同意を得ていますという5名の方が、この②番の東郷中学校の地権者の方です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ということは、この竹広地区で、市に貸してる方は「売りたい」という御希望でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 ここに書かれている方は、買ってほしいという意向だということで認識をしました。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、5人という認識でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 要望書に記載のある方は5名です。

東郷中学校の用地を買ってほしいという要望に対して、5名の方の名前が記載されているということです。

[不規則発言あり]

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すいません。5名の方の連名で要望書が提出されたわけではございません。

この要望をすることに対して同意を得ているということで、またこちらとしまして、そういう意向だろうという解釈をしたということです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうすると、この出されたもので同意していこうということですね。確

認したわけではないということですね。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 この要望書をいただいた以降に、9名の地権者の方にアンケート調査を行っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 後からアンケートがあるのですが、必ず売るとかそういうわけではなくて、その希望を見て、きっと売るんだろう、だから、予算を立てようということからスタートしたように感じますが、そういうことよろしいでしょうか。緊急性があるからということで来てるのですが、そのスタートはこの要望書を見て、そういうふうに酌んだというわけですね。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回、予算要求に動いたきっかけとしますと、この令和3年の要望書でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほど、財政調整基金を取り崩して高校のいろんなことやる時に、公共地を議会のほうから率先して減らしたいということがあったんですけど、ここはグラウンドであって建物ができたりしない。建築物のあるものを買っていきという、そういうふうに先ほど感じたんですけど、ここはただのグラウンドとテニスコートで、ほかの使用目的はないでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 一部、弓道場が建っておって、弓道部の部活や地域の方の開放に使っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、地元の方が、中学生の皆さんが健康のためにこのグラウンド、テニス、それと弓道場を使うために長い間、貸してこられたんですよ。だけど、相続や何かの関係で売りたいというのは分かります。でも、合理性を考えたら、さっき7,700万円

と言ったのですが、この6,600万円の予算を立てられたということは、これは大体予算を立てて、9割ぐらい使うとかそういうところが出ると思うのですが、例えば6,600万円で計算しますと、まだ25年契約が残ってるのではないかと思うんですね。20年ぐらいかな。

〔不規則発言あり〕

○山田辰也委員 1年。毎年、変えていくから全部払うわけではないんですけど、本当に緊急性についての説明を、市民に話をしましたら、先日、新城東高校の草刈りもそうなのですが、堤防の草刈りをしていると随分、市が払う金は、県の土地にはたくさん払うなどという話をしたときに、このグラウンドとテニスコートは6千万円もするという感覚について、それも要望書が設楽原資料館に出たものをわざわざ取り合って、庁内でこのことについて、これは緊急性だという話合いに至ったのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 委員の言われる緊急性というのがどういう緊急性なのか分かりませんが、そもそもは購入していくという考えでありますので、そのタイミングとして、本当は令和5年の当初予算に盛り込みたかったものが、予算編成のスケジュールの関係で6月定例会にずれ込んでしまったというものでありますので、緊急性というよりは必要性のほうが強いのかなと認識をしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、ずれ込んだってそんなの言い訳になりませんよ。必要性があるのは分かっていますけれど、こんなお金を使っているのかと、私、言ってるのです。

費用対効果という話があるんですけど、これは、新城市全体の問題ですけど、人口が減って行って子どもたちが減ると言ってるのに、給食センターをつくるよといった方針によく似てるんですけど、減少傾向にある学校で、買取りについては前向きなのに、ほかの点につ

いては前向きじゃない。先ほど千郷中学校について言いましたけど、子どもの命を守る戸車については前向きでないのに、グラウンドとテニスコートはこれ避難場所だと、そういう言い方になるのです。

今現在、グラウンドとテニスコートを使われてる、全体ですけど、テニスコートはテニス部ですけど、何人ぐらい見えますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今は承知しておりません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 使用状態を確認せずに買取りだけ進んでいく。100歩譲って、新城東高校の草刈りについては必要だと、私も思うことあるのですが、金額を比べると異常に高いと思います、異常に。草刈りについても減額してほしいと思いますけど。

まず金額の買取りで伺います。

先ほど、原状については、田んぼ、これ貸したときは田んぼですね。間違いないと思います。このとき、原状は平米278円、137円、こうやって先ほど答弁されてましたけど、もっと高くてもいいと思うんですけど。7千円にした根拠というのが、これ先ほど雑地と言いましたけど、買取りの根拠について再度伺います。

○丸山隆弘委員長 山田委員、1点目のところでいいのですか。

○山田辰也委員 1点目のところで、買取りです。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 資料要求で提出をさせていただきました不動産鑑定の評価で標準値を定めまして、そこから比準してきた結果の7千円幾らと2千円幾らという結果になっております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 その評価がめちゃくちゃっ

というんですよ。豊橋市は、よそのことを挙げてもしようがないんですけど、5千万円を超えるような、購入したりするものは2か所で評価をするべきだというものがあるんですね。新城市は1件しかないのです。

善意ある地権者が言っていました。この金額というのは、あなた方は教えてくれないけど、評価の場合、どうやって出してるんだっていうから、1件しか出してない。この1件しか出してない評価が、部長は正しいと言いましたけど、果たして現状に合っているかということについての認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 有資格者である不動産鑑定士がいろんな情報を集めて行っておる結果ですし、その評価を基に庁内でも精査をして価格を算定しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 有資格者というのは、不動産鑑定士だと思いますけど、鈴木養鶏場でも8倍で、裁判、起きてますね。今回でも同じようなケースになると思います。

これ、議員の方が可決するようになるかもしれないんですけど、住民監査請求があって、市長、訴えられますよ、これ。市長は自分が訴えられたことがあるもので、その辺をよく、何でもっと精査しなかったと思うのです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、本題に戻ってください。

○山田辰也委員 戻ります。

○丸山隆弘委員長 2点目に入りましたか。1点目ですか。

○山田辰也委員 1点目で。

○丸山隆弘委員長 はい。

○山田辰也委員 現市内の取引価格から見た有資格者が出す鑑定評価については、これは市が鑑定評価委員会を出しているのですが、鑑定評価委員会の委員長というのはどなたでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、質疑項目

があるんですけど、どの点ですか。

○山田辰也委員 買取りの値段、1番に入ってます、まだ1番で。1番のまま。

買取価格の緊急性ですけど。

ちょっと、やめます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ちょっと脱線しましたので、2番に戻ります。

緊急性については、先ほど説明がありました。私が言いたかったのは、鑑定評価の金額についても言いたかったのですが、2番の再質疑に行きます。

借地に係る平成3年借地開始からの経緯というのは先ほど聞きました。テニスコート、弓道場、施設ね、さっきの弓道場に、いろんなものを作っていくの。これは地域の皆さんが協力してくれたかと。

それで、この間に7千万円も払ってますよね。この7千万円払っているのは、当然もらっている人もよく分かっていると思うのです。

それで、経緯の後に、3番目につながるのですが、7千万円をもらった後に、再度この借地にしたほうが、私は問題はなかったと思いますけど、これは、買取りの要望が出たから、買取りが始まった。買取りをしなくてはいけないから予算が出る。

このまま借地で行きましょうという話は、このとき出なかったのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 2点目から3点目に入っておりますが、よろしいですね。

原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 公共施設が建っておる借地については、市の所有にしていくという方針もありますので、今回、要望が出てからは借地を継続するというよりは購入していくという考えで進んでおります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これでは、買ってくれという要望が出るたび買ってたら、新城市の財政破綻してしまいますよ。

借地をしながら、物価指数を見て下げてきたんですよ、毎回3年ごとに見直しを。ということは、3年ごとに見直すということが載ってるんですから、これ下げられては困るから買ってこれといたそういうような要望ではないかと、私、うがった見方をしますけど、そうではなく、公有地を拡大するためというふうな、そういう認識でしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 ちょっと質疑の意図を確認したいので、反問権、よろしいですか。

○丸山隆弘委員長 質疑の意図の確認の反問権ですね、許可します。

○原田俊介教育総務課長 山田委員は、借地をしていくべきだという考えで質疑をされておるという理解でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、よろしいですか。

○山田辰也委員 はい、そうです。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 市の方針として、公共施設、建物建っているところの借地については、市の所有にしていくという方針がありますので、それに基づいて購入をしていく考えであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、そんな、いいですか。買ってほしいというのは、設楽原資料館に出したものを使って、相続で困るから、それでほかの者に買われたらどうしようって言いましたよね。こんなことを市民に説明しても納得しませんよ。

昨日の草刈りでも、すごいたくさんもらうねという話の中で、テニスコートとグラウンドを6千万円以上で買うと言ったら、市民がこう言ってました。やはり、市と関わるとうまいことやってるの、そういう連中に私もなりたい。これ、本当にそう言ったんですよ。だから、新城から出ていったほうがいいって。

本当に、この借地料を払われた合計をよく見れば、寄附とかいう気持ちはなかったのですか。ただ買えばいいとそういう言い方ですね。その合理性ですね、さっき買った方がいいというそういう意見だけど、借地料は一体どうなんでしょう。6,600万円ですか、7千万円近く払ってる、7,700万円。こんなに払ってるのに、まだ買うのですか。

その感覚をよく理解できないので、教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 本来、平成の最初の頃の話の状況を考えますと、ここまで長く借地をすることが、そもそもまずかったのではないかということになるかと思います。

さらに、今後も借地を続けていくということは、さらにこの借地料がずっと続いていくわけでありますので、今さらながらにはなるかもしれませんが、今ここで、将来、借地料を払わないように土地を購入していくという考えであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、それは詭弁ではないですか。もう7,700万円も払ってるのだったら、家賃を、借り賃を下げるのが通常なんですよ。

先ほど、山口委員の中でもあったけど、借家借地法だと、将来、ここの場所はずっとこのグラウンドとテニスコートで貸すという目的で買ってくださいと書いてあるんです。将来、買ってくださいというなら、将来に近づいたときに、当初の金額で買えなんてことは言ってますよ、皆さん。

やっぱり、私、現地に行って聞いてきたのですが、寄附もしていいという方もいましたし、寄附かと思ったって、寄附かよね。それを、大手を広げて、鑑定料がこの金額ですから、買いますと言ったときに、市は何を考えてるんだってこうやって言われた。

だから、借地のときの経緯と、今まで払っ

てきた金額を言えば、そもそも買ったほうがよかった、そうではないでしょ。当時、買えなかったから、たくさん払ってきたから、そろそろ寄附してくださいという考えはなかったのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 寄附でいただけるという考えは全く持っておりませんでした。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、それは無責任ですよ。地元の人たちは、子どもの健やかな成長と体力を考えて、田んぼを市に貸すことにしたのです。それが、本来の目的だと私は思っています。

だから、この子どもたちのために貸した土地を、これ、うまいことやったなんて、ほかの市民に言われてはいけないんですよ。寄附をお願いしたところ、そこまではできないという話があった上で買い取ったとか、家賃がだんだん下がってくるという、実際下がっていますよね。これは、実勢に合わせて下がってきた。下がってきたから、学校が続くまで金額的なものを見ていただけますかって、買うことしか考えてないですね。

それは、なぜ買うことしか考えなかったのですか。普通はね、これだけ払ってきたんだから、表示価格の3割とか2割とか、なおかつ、田んぼだったっていうんですね、田んぼ。田んぼを貸して、市が金をかけて、今度買い上げる、1億5千万円、2億円、いやそれがまともだと思えるようでは、この教育委員会としてはどういふつもりなんです、子どもたちのためなんですよ。

その辺は重々承知してこの買取りの予算を出したというわけですか、確認したいところです。

○丸山隆弘委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 東郷中学校の用地については、一般質問のときにも山田委員からいろいろ御質問いただいて議論したところでご

ざいます。

そもそものスタートを御理解いただきたいと思うのですが、地権者の方から買取りの要望が出たというところがスタートであります。それを踏まえて、いろんな事務を進めてきて、今般、6月の補正予算に関係予算を計上させていただいておるところでありますので、そもそもその寄附の話をなぜ今、出されるのかとよく分かりませんが、これから、先ほども教育総務課長答弁しているように、予算がお認めいただければ個別にお話をさせていただく中で、そういうような地権者の方からの御意向があればその御意向に沿うような、もちろんそういう御意向に沿うような対応を取っていきますし、今はこの要望書が出たことを踏まえて、その用地を購入していくという方向で動いておりますので、その大前提をよく御理解いただきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 部長、どういうことなんですか。じゃあ、ちょっと言わせてもらいますよ。

情報が漏れたり、内容の交渉に行ったりということを調べると言ったんですけど、分かったのですか、それじゃあ、今日までに。

○丸山隆弘委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 調べましたが、特段ありませんでした。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 じゃあ、私がうそを言っているということですか。

○丸山隆弘委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 うそを言われてるかどうか分かりませんが、こちらは事実をお答えしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、うそかどうかというのは調べてもらえるのが部長の仕事だったんですよね。そういう答弁を、調べた結果、何もありません？

じゃあ、ちょっと飛びますけど、何で交渉を予算が通ってないのに、先に担当者が行くんですか。私、びっくりしましたよ。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、今の質疑については、どの点から今の質疑になっておるのでしょうか。

再質疑をお願いします。

○山田辰也委員 すいません。ちょっと飛び過ぎましたので、進みます。

3番の、先ほどの借地から買取りという通常の場合をした場合、これを6,600万円も出して買うのを、地域の問題とかそういう言い方をしましたけど、市全体のことを考えたら、これが適正かどうかという判断ができてないでしょうがって、それを言ってるのですよ。

だから、お話をせずにアンケート用紙で送った、それで要望が出た。それだけでは説明ができません、市民に。

本当に、これが有効性があるなら、なぜ今まで払われた金額と、これから買っていく金額をちゃんと説明してくれないのですか。もう出てるではないですか、ここに。借地料も分かっているし、買上げももう出ている。ですから、これをもっと早く、何で委員会とかそういうところで言ってくれなかったのですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 ちょっとすいません。質疑の意味を確認したいので、反問権をよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 質疑の確認ですか。

○原田俊介教育総務課長 質疑の確認です。

○丸山隆弘委員長 質疑してください、逆に聞いてください。

○原田俊介教育総務課長 今回、補正予算を上程する前に、委員会に説明するべきだったのになぜしなかったかという意味合いの御指摘でしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 金銭的なことになると、当然これからの予定ですけど、今、こういう話

があって、地権者の方に御理解をいただくような形を持っていきたいという話がなかったんですよね。お金が出てきてから、初めて委員会のほうで買うと。予算・決算委員会で、決まってないからまだ説明ができないと言ったんですよね。

だけど、買う話はもっと前からしてたのでしようかということ、先ほど部長に言ったら、それはしてませんと。でも、現実に戻ってみれば、「来ました」と言ってるのです。ちゃんと担当者が説明して、「課長が来たかどうか」と言ったら、「違う人が来た」と言っていましたよ。私、理解したからこれはぜひとも市のために協力したいと。それは、「やっています」と、一般質問で言ったにもかかわらず、現実、行ってるでしょう。その辺のことを考えると、借地料を合計こんなに払っているのに、そのときに言ったのは、「もうたくさん借地料をもらってるから、私は、ここ新城市のことお世話になったから、寄附しようかなと思ったけど、これを交渉するなら協力します」と言ってるのです。

でも、この金額のことは、さっき言ったように予算で決まってないから言ってない。それなのに、回っているというのは、これ現実なんですよ。

だから、借地料をもらった後にまた買上げるとい話をもう既にしてるのです。ですから、この借地料も支払われる金額も疑問の点があると。

だから、ここから4番目に行きます。一部地権者からの買取り要望人数はさっき聞きました。

アンケート、ちょっとここで聞いてまいります。アンケートというのは、5月とか6月とかに出されたと思うんですけど、締切りとかいつなのでしょう。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、質疑の前に、ちょっとその職員が回っているという事実確

認をしたいので、確認よろしいですか。

○丸山隆弘委員長 ちょっと待ってくださいね。

山田辰也委員、先ほどの職員が回っているというところ、その確認についてお聞きしなかったんですけども、終わってしまったんですけども、それを再確認したいということで、今、反問権があったのですが、よろしいですか。

○山田辰也委員 部長は、そういう事実がなかったと言うものですから、私が直接聞いてきたんですよ。直接、聞いてね。

[不規則発言あり]

○山田辰也委員 「職員、来ました」と言うんですよ、地権者のところに。じゃあ、説明してくれたんだなと思ったんですけど、「うちは、そういう予算が決まる前に行ってることはない」、じゃあ、あのときに来たの誰ですか。

[「鑑定士じゃないですか」という者あり]

○山田辰也委員 鑑定士ではないです。この職員で、再任用で来てるんですよ。話を聞いてるんです。鼻の下にホクロがあったとかそんなことは言いませんよ。

そんなことまでしてる、「知らない」と言いますよね。課長を、僕は信用してないわけではないんですけど、さっきのアンケートの結果というとき。

○丸山隆弘委員長 山田委員、質疑に入りますか。

○山田辰也委員 はい。質疑に入ります。

○丸山隆弘委員長 今のでよろしいですかね。確認したということで。

原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 地権者9名の方のところを回ったんですか。1軒？

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、今の質疑、逆に反問権でありますので、答えてください。

1軒か2軒かというところで、今、問合せ

があったものですから。

○山田辰也委員 2軒、私は回って、それで今後どういうふうに対応していくかなと思ってたのです。

○丸山隆弘委員長 はい、分かりました。

原田教育総務課長、続けて、回答お願いします。

○原田俊介教育総務課長 アンケートの締切り、ちょっと日にちは覚えてませんが、もう締切りはとうに過ぎておる状況です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 とうに過ぎておるというのは、いつなのでしょう。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 ちょっと詳細な日は覚えていませんが、4月、5月ぐらいだったかなと。すいません、うろ覚えですが、そんな程度かと思えます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 じゃあ、4月、5月だろうなというようなアンケートで、この補正予算を出したのですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 アンケートに基づいて、予算要求をしているわけではありません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 買取りの要望に合わせて予算を出したというわけですか、確認します。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 買取りの要望者があって、買取りの要望者ではない方にアンケートを送った、それとも全員にアンケートを送ったわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、1回目のところで答えておりますけれども、よろしいですか。

原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 地権者9名の方全員にアンケートを送っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、そのうちの8名がオーケーだという回答をいただいているというわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そこで、言いたいのは、この中の一時、売りたいという要望を書かれてアンケートを送っている方が見えまして、それで迷って、アンケートを持ちにきたのは覚えておられると思います。取り返しに来て、対応してもらったということです。

そのときに、アンケート用紙がどこにあるか分からないような状態なのに、そのアンケートを再度出したいということで、そのアンケートについての結果というのは御存じだと思います。

そのときに聞いたのです。今回の予算は、議会から出ているような話があったということを書いて、次に言ったときは、ありませんと言ってね。次に、言ったときは、部長は、これは、以前の公共の建物を買いたい、買うべきだということを書いたんですね。

その次に、もう1個言いたいのは、この中に、1回目に言ったときは、まさか議員さん、新都市の議員さんいないですよねと言ったときにいないと言って、2回目に言ったらいると言ったのです。で、部長もいると言ったんです。

議員さんが地権者の中にいるようなこういうやり方というのは、私、問題だと思いますが、その点には全く法的にも、倫理的にも問題がないということで、この予算を進めていったわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 また、質疑の意味を確認したいので、反問権よろしいですか。

○丸山隆弘委員長 どの点ですか。

○原田俊介教育総務課長 地主、例えば、職業によって土地を借りることがはばかれるようなことがあるという認識でしょうか。

○丸山隆弘委員長 そのとこの確認ですね。

○原田俊介教育総務課長 そのの、はい。職業が何であれ、必要な土地については借地なり、購入なりしていく考えであります。

○丸山隆弘委員長 反問権、許可します。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 私は、借地のこと、言っているのではないんです。今回の予算で、「買上げる予算の中に入れてないか」と言ったら、「入ってない」と言ったでしょ、最初。

「公人が持っているこの土地を買うようなそういう話はあるのですか」と言ったときに、「ありません」と言ったにもかかわらず、次に言ったときは、「おります」と。で、私、果たして公人が持っている土地を市に買い上げてもらうということについて、それは後になって分かったんですね。それはもう以前から知ってたのでしょうか。知ってるのに、「市議会議員が持っている土地がある」と部長が言ったように、部長が持っている土地がこの中にあるのに、この審議に持ってきたというわけですね。

〔「部長が持つてる土地ではない」と言う者あり〕

○山田辰也委員 部長が持つてる土地ではない。市議会議員が持つてる土地を、今回の予算・決算委員会にかけて、それを議決する話ではなかったでしょう、聞いてませんよ、僕は。

〔「契約案件ではない」と言う者あり〕

○山田辰也委員 契約ね。だからまだ、こういう状態にならないように説明がなかったではないですか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、整理して、ちょっと確認をしていただけますか、再質疑。

○山田辰也委員 訂正します。部長が持つて

いる土地ではないです。「市議会議員が持っている土地がありますか」と言ったときに、「持っています」と部長が答えた、部長がね。「誰ですか」と言ったときに、部長は答えなかった。

だけど、市議会議員が持つて土地がこういう予算案件で出てきても、議決に関して問題はないでしょうかということなのです。

○丸山隆弘委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 先ほど、教育総務課長が答えましたように、その職業によって、用地を買うとか借りるとかというようなことが、当然、あってはならないことだと思いますし、これまで、その学校用地の一部として個人がお持ちの用地を提供していただいていたところも十分感謝すべきところだと思いますので、議員の方が、今回予算計上させていただいている用地の中におられるということは事実であります、それをもって、何らか市が進めようとする用地取得に変化といいますか、考え方が曲がるものではございません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私が言いたいのは、この土地を買うに当たって他の市民の税金を使うんですね。だから、他の住民が理解して、円滑、効率的な公共事業を進めることに対して、透明性と公平性と合理性があるかと言っているのです。職業は関係ないと言ってますけど、財産区なんかでも、市議会議員の親戚とかそういう関係ありませんかと言うんでしょ。

だから、じゃあ土地を買うに当たって市議会議員の土地は全く問題ないのでしょうか。もう7千万円も投入してる。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員に申し上げます。

議会の議決事項の中にも、きちんとした決まりがありますので、そして、予算事項のことで今、審議をしております。ですから、議決事項の問題については、また除外をして考

えてください。

質疑を整理して、再度お願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 ちょっと違うところへ行きませう。

私は、こんな高額な金額を出してくる非常識な算定と、それと、算定委員会の決めた、副市長ですか。副市長は、もっと常識のある方だと思ってたのですが、異常な金額を出して、これで今後、もしこれが執行されて住民監査請求か何かが起きるようなことがあると、私。

[不規則発言あり]

○山田辰也委員 そういうことはなしにしていて。

では、今回で一番大事だったのは、教育委員会の対応なんですね、対応。対応が悪いと言われているのです。

アンケートの中に、寄附はもうなかったって。でも、本来は寄附とか、そういう説明をして、その後なんですね、予算を。この予算の出し方に、非常に理解できないと思います。緊急性を持つ金額ではないし、当然、今まで払った金額を考慮して買い上げるなら安くしなくてはいけない。

それで、このまま貸しててもいいと。最後に、こういうことになったときに、いろんな問題が起きて、先ほどアンケートが出てる人にしか教えないような話もあったし、アンケートを出しただけなら、これからの予算についてお話できませんと、言ってるんですよ。

いいですか。ここで私が言いたいのは、今までのこの横柄な態度とか、土地を売る側にとって、これ、精神的に苦痛だと言ってるんですね。じゃあ、もし再契約のときに再契約しないっていったら、どのような対応をするのですか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、どこの点ですか、今のは。アンケート、4点ですか。

○山田辰也委員 アンケートの点で、最終的

なところなのですが、市民の気持ちとしては、このグラウンドをどんどん使って、子どもたちのためにと思っていたのですが、この対応の悪さから、地権者が説明会を全く、また金額ではないです。説明会をやってないとさっき言ったんですね。やってないのに金額が決まってくる。金額が決まってから話をする、異常に高かったりする。

じゃあ、最初に寄附をしたり、そういう人たちの気持ちというのは、全く考えていなかったんですか、もう1回聞きます。

○丸山隆弘委員長 4点目から5点目にかけての再質疑ということで認めますけれども、先ほど答弁の中でする申し上げておりますけれども、よろしいですかね、再確認ということで。

それでは、原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 寄附という考えは全く頭になかったです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私、地権者に対しての説明を金額なしでするべきだったと思います。そうすれば、この高額な金額も出さなくて済みまし、こういう問題が起きなかったと思いますね。

要望書が1つで、こんなに市が動いてくれるなら、これからは皆さん要望書出しますよ、きっと。

それで、この事業が、本来の目的ですね、子どもたちの目的で、もしこれが問題になって、契約を解除して返すという話があったときには、「仕方ないですね」というようなことを言われたと言ってるんですけど、そんなことはまさかないですよ、確認したいんですけど。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 質疑の確認をさせていただきたいので反問権をよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 どの点に。

○原田俊介教育総務課長 今、言ったか言わないかの回答を求められているのか、契約を今度はもうしませんと言われたときの対応のことを問われているのか、両方ということですか。

○丸山隆弘委員長 何を聞きたいかということでもありますね。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 じゃあ、契約を解除してほしいと言われたときの対応はどのように考えていますか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 学校運営に非常に支障が出ますので、なるべく御理解いただけるように説明をさせていただきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 じゃあ、最初の当初の目標からずれてしまいますよね。合意性を持って買取りをするならまだしも、金額が妥当ならまだしも、そして、中の1人が「もう貸さなかりますよね。そういうことを考えて、もっと念入りな話をしなかったのは、これ唐突なやり方だったのではないですか。その辺について反省点ないのですか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、今の説明会に対しても含めてですか、市民説明に対しての、よろしいですか。

原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 説明会は開くべきではなかったのかという御意見は確かにいただきましたし、確かに今になってみれば、アンケートを送った、一方的なアンケートを送らせていただいたのですが、もしかしたらその前に地権者の方に集まっていたら、この出された要望書の話だとか、これまでの経緯の話もさせていただきながら、今後進めていきたいという話をすれば、もう少し地権者の方にも御理解いただけたのかなということこ

ろは、反省点ではあります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、まず住民の理解、次に、円滑な、効率的な公共事業の説明、これをちゃんとしなかったからこういうことになったんですよ。

予算を出せば金額が出てくるから、こう言ってる方がおりました。予算があるから大丈夫だって。お金を出せば何でも売るといその安直な考え方がこういうことになったのではないかと、私、思います。

もう少し慎重な金額の出し方が必要だったと思いますし、先ほど言ったように、異常に高い金額ですね。この高い金額について、副市長が算定委員会で長をやってるんですね。外からのちゃんとした金額を提示しないから、こういうことになったと思います。

説明会もやらなかった、アンケートも曖昧だったと、こういうことが繰り返されるようでは、幾らお金があっても新城市は足りないと思うんですけど。

くどいんですけど、これは予算を見直すべきだと思いますし、寄附の方もおられるということですから、もう一度その予算を無理に押ししていくよりは、一度考え直したらどうだと思んですけど、その辺のお考えをお聞きします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 契約に係る話になりますので、地権者の方と話を進めていく中で、どういった金額で折り合えるのかというところは話はしていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これで、あまりないですけど、アンケートを取りに来て、その後にお届けして、課長から、そのアンケートの内容が漏れているのではないかとことを言われて、部長にもお願いしたんですけど、アンケートの内容が漏れているようなことはないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田委員、4点、5点の中で、再度確認ということなんですか。また戻っておりますけれども。

○山田辰也委員 ごめんなさい、最後です。

それは回ったかどうか、もう1回ね。漏れてないなら漏れてない。

○丸山隆弘委員長 再確認ですか。

○山田辰也委員 再確認です。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 漏れてないと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、4点、5点は終わってよろしいのですか。あと、6点目もまだありますが。

○山田辰也委員 地役権の設定は、線下補償というのがありましたね。これ線下補償というのは、中電からもう既に補償料をもらっているということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 恐らく、地権者の方の話になるかと思しますので、こちらでは分かりかねます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、たくさん皆さんやっていた後なので、なかなかどうかかなというように思いますが、質疑させていただきます。

10款3項1目通学費援助事業、17ページ。

99万7千円の主な内容を伺うということで、これは先ほど佐宗委員の話で理解をいたしましたので、1点だけ再質疑、聞きます。

エクセルデータでの確認をそのままのみにして、5人分が漏れていたというところと言われていましたが、私、やっぱりちゃんとしっかり確認事項というのをすべきだと思うのです。機械的に、多分やられたのだと思うのですが、ちゃんとエクセルやって、もちろんエクセルやりながらも、どういった集計を

してるか僕もちょっと分からないのですが、実の人数とかその保護者からの私も入ってますよというようなベースがあるのか、資料があるのか分からないですか、やっぱそこをダブルチェックとかして、それで確認するというのが普通だと思うのですが、そういった対策、状況、反省、どう思っているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 先ほども、佐宗委員に答弁させていただきましたが、やはりデータをうのみにしていたところがありますので、今後は必ずチェック、当然、学校でもチェックしますし、教育総務課でもチェックを行うということで徹底していきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひお願いします。

私も看護師をやっていたので、やっぱり患者さんに、薬を入れるときは必ずダブルチェックとドクターの指示表の指示合わせしておりますので、本当それと同じことだと思います。こういったミスはしないようにということは、しっかり徹底をお願いしたいと思います。

それでは、次の学校管理費、中学校管理事業に入ります。

1 問目の6,942万2千円の主な内容を伺います。ですが、これは分かりました。

2 点目の東郷中学校用地購入費6,637万8千円計上された経緯、理由、適切な価格なのか伺います。これは、再質疑から入らせていただきます。

3 点目は、用地購入費の財源内訳を伺うということですが、まず財源内訳を教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 財源につきましては、一般財源です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 財源内訳は一般財源ということで、これも税金で、しかも紐付けされてみると、財政調整基金というところからの繰越しというか、削ったところだと理解をいたします。

それでは、再質疑のほうなのですが、そういう意味ではほんと適正価格、またどうしてこういった経緯になったのか、税金の無駄遣いは1円もしてもらいたくないし、やるべきではないという立場で質疑をさせていただきます。

まず、こちらのほうは合意形成も含めて、土地の金額になりますので、非常に僕は市民、市民というか当事者の合意形成というのが大事になるだろうと感じておりますので、そこをちょっと軸に質疑をさせていただきますが、

まず、山口委員の指摘された地積変更、これされているのにもかかわらず、後日前回の面積が書かれた契約書というんですか、それがそのままできてるということ自体、これ大丈夫なんでしょうか。

そこをベースにこの6,637万8000円も計算されてはじいて、ここに計上されてるのではないかと思うのですが、ここら辺も市民から突っ込まれたときに、説明責任、まだ取れませんのでそこら辺の認識等伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 面積の大きさ誤りにつきましては、本当に申し訳ありませんでした。全くの不注意であります。

今回の買取につきましては、それぞれ実測をしておりますので、その筆での購入となりますので、その契約書に書かれている面積とは、必ずしも一致するものではありません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 実測ということなので、影響はないということだと思うのですが、本当にこういった契約書の変更の誤りそのまま、ずっと賃借料を払い続けてきてるということ自体が本当にいけないことですので、しっか

りそこは反省と、変更なり考えるべきではないかと思っております。

そういった中で、市の小さなミスが、市民にとっては「何やっとなるんだ」というような信頼につながらない、欠けていく、そういう事態になりかねないと思っておりますので、本当に慎重にやっていただきたいと思っております。

そこで、お聞きしますが、まずこの用地買収は、今、鈴木部長の答弁ありましたけど、なぜやったのかということでは、地権者からの買取り要望が出たことがスタートだと。要望が出たことが大前提で、この話を進めているということですが、それは本当でしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 先ほど来、答弁しております市の方針としても、建物が建っているような借地については市有地にしていくという方針があります。

その契機として、今回要望書が提出されたことを契機に取得に動いたという状況であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市の方針というのはどこに、書類で今回出てましたかね、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回の書類には、資料要求にはありませんが、平成26年度だったと思いますが、一般質問で当時の総務部長がそういう方針を説明しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと一般質問で、こういった文書で指針みたいなものがあるのかなと思ったら、そういうわけではないということと理解しました。

そういうのだとちょっと弱いかなと思うのですが、そういったのも相まってとにかく要望書が出たことを含めて、今回話が進んでいるということとあります。

ちょっと要望書のほうをお聞きしますが、これまで、2つ要望書出ていると思うのですが、これ間違いないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 平成2年のものと、令和3年のものと2つあるかと思えます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 2つありますよということで、平成2年と令和3年のやつですね。分かりました。

では、地権者さんが9人いるということで、みんな出されているのかなということなのですが、平成2年12月10日ですかね、これ何人出されている、地権者何人でしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 平成2年の要望書につきましては、要望書の提出者としては、東郷中学校校庭拡張地権者会という代表の方2名の連名になっておりまして、そこには特に地権者一覧とかそういったものはついておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この平成2年に出された2人の名前の方は地権者なのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 地権者の方だと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、2人から要望書が平成2年は出たということで、もう1点は、令和3年10月15日に出された方、竹広地権者の方、1名出されていますが、この方は地権者でしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 東郷中学校の借地の地権者の方ではありません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ということは、要望書は、2名から出されたということになりますよね。つまり、9人いる要望書と言われてますけど、

結局要望書を提出された方というのは、平成2年の地権者2名、そういうことだと思うのです。それでいいのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 いいかどうかを問われるとなかなか難しいのですが、この要望事項の中に、これを要望するというのをこの人たちも同意してますという書きぶりがありますので、当然この要望書に対しては、賛同しているといえますか、同意していると理解をしました。

○丸山隆弘委員長 今のは令和の話ですね。

○原田俊介教育総務課長 はい。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 希望的観測は、課長のそうだろうと思っているのだと思うんです。ここに、5名の方の名前があつてということですが、でも、出された方は地権者ではない方が出されておつて、そういう要望書だということを、この人たちが出したという事実はないです。

しかも、それらを市は確認をしていますか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 特に、確認は行っておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうことでは、実際に要望書として出てないですか、ないですよ、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 要望書の申請者ではないです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、要望書は出ていないわけです。

過去に、その2名出たといえ、平成2年の人が地権者として2人出したよという事実は分かりますが、その合意形成でいうと、9人いらっしゃるその地権者の中で、その2名

の方が、過去振り返って要望書として出されているというだけであるわけです。

ですから、本当にそれをもって今回6,600万円も予算計上するということは、非常に私は脆弱だと思うのです。

そこで、合意形成というのが本当にできるのかなと感じており、私、本当心配なんです、このままこれを続けて進めようとするほど、やっぱり合意形成というのがなされていないわけですから、疑問点というのが、地権者の方にね、一部でも地権者の方には大きく膨らんでいくのではないかなと思うのですが、そこら辺の認識を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 私個人的な考えになるのかも分かりませんが、例えば、今後、これから新しく中学校のグラウンドを広げたいので、新たに地権者の方たちに話をして説明をして、同意を得て、買収するなり借地するなりという事業であれば、恐らく事前に説明会も行いますし、そこそこ同意が得られた上で予算要求をしていくことになるのだろうと思います。

しかし、今回の場合は、もともと地元の方からは「買ってほしい」という要望があつた中で、「今、財政的に厳しいので、まずは借地で貸していただきたい」というお願いをしてきた経緯がありますので、買ってほしいという意識を持っているんだろうという、思い込みかもしれませんが、そういう認識で受け取ってしまいました。

なので、改めて事業の説明会というようなものを開くこともちょっと頭になかったですし、アンケートを取らせていただいて、売っていただけるかどうかという確認にとどまったというような状況でありますので、なおかつその借地である不安定さを解消するためにも、所有地としていきたいという考えであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、そういう思い込みで出発しているということが多分にあるわけです。1人1人やっぱり考えが違うように、1人1人の考え、売りたい人もおれば、このままでいいと思う人もいる、また寄附で子どものためだからといって提供するという考え方だってあるわけです。

そこを一本やりに、もう買うか買わないかだけで絞ったアンケートをしてしまったっていうところ自体が、市の、表現あれですけど横暴さというか、その考えの固着したところに対応していると、私は三者で見ると思うものですから、そうなると、そこに合わない方というのは非常にこの不信感を持つと思うわけです。

ですから、やっぱりそこは利害関係が関わりますし、また子どもたちのためにという思いで、今まで何十年も貸していいですよというふうに言ってきた関係が壊れてしまうのではないかと、僕は思うものですから、やっぱりそこは慎重にやるべきだし、1人1人の地権者というのはどういう考え方で協力していただいているのかというところを、やっぱり考えるべきだと思うんですね。

そういうところで、アンケートに売るか売らないかだけというのは、ちょっと設問としてはあり得ないと思うのですが、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 寄附をしていただけという発想に至ってなかったもので、その点については申し訳ありませんが。

通常、聞く場合、例えば、寄附の項目があると逆にそれはまた「ただでよこせ」ということかと捉えられる方もお見えになるかと思えますし、あまりその寄附という発想が私にはありませんでした。申し訳ありません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 すいません。でも、行政で仕事をやる中で、それは売る、もちろん買い

というのがベースにあると思いますが、寄附ということだってあり得ますよね。お金を寄附するということは、結構全国でもありますし、うちだってそういった寄附を受けるというところ、それはお金であって、それは土地でも考えられるというところで、いろんな手法で別にあるから、いろいろそこで対応できるように、広く門戸で考えるというのは、普通というか、この行政の仕事の中では普通の業務だと思うのですが、それがなかったということはどういうことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すいません。どういうことかと問われてもなかなか答えづらいのですが、何て言うのですかね、こういう「買い取ってほしい」という申出があったことを踏まえて、買取りを希望されるかどうかというところのアンケートであって、特にそう他意はないといえますか、余り深く考えずにそういったアンケートを出したというところであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、そういったことは買う、お金を出せばいいという一本やりで、考えないようにやっぱりしていただきたいと思います。

そこで、ちょっとお聞きしますが、山田委員の一般質問の中でも言っておりましたが、地権者の方に、そのアンケート調査をして、その中で、自分の土地を売る売らない、そういった個人情報について、市しか知り得ない情報が第三者に漏えいされているのではないかとこのところ、訴えがありました。非常に、その状況に置かれた方が怒りを持っているんだというようなことを質問されたと思うのですが、そこは、改めてどういう調査、どういう考え、どういう認識なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 もし、可能であれば具体的に状況を説明させていただければ分

かるのですが、恐らく担当したのは私ともう1人の職員ですので、もしそれが外部の方、第三者の方に情報が伝わるとすれば、その2人のどちらかかなということになるのですが、もう片方の職員にも確認をしましたし、当然私自身もそういったことが全く身に覚えがありませんので、どういった話でそういうことになっているのかを逆に教えていただきたいような状況であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

僕も直接聞いたわけではなく、山田委員と部長とのやり取りの中で、自分の土地を売る、売らないという話が、第三者に漏れたよというような声があるということを知っているということですので、それは確実にそういったことは確認したらなかったということで、答えではいいですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、そういった漏えい等はなかったということで、答弁があったということで、分かりました。

そういう状況で、やはり今も、これまで質疑しましたけど、地権者に対するそういったいろんな声を聞いて、売る売らない、また寄附にする、また別の方法があるのか。そういったことを丁寧にやっていないというところがあると思います。

ですから、やっぱりそういうところで、地権者の方は、市に不満が出ているというのではないかなと感じるものですから、非常にそこはしっかり市としても慎重に、また丁寧にやるということが必要かと思うのですが、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 委員御指摘のとおりだと思います。地権者の方に不信任や信頼を損ねるようなことはあってはならないと考

えますので、今後は丁寧な対応に努めていきたいと考えます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 本当に、要望書の件も含めてみると、そんなに買ってもらいたいという人が2人しかいないわけですので、ここの購入費用は本当に今すぐやらなくてはいけないのかなと思っています。

財政だって潤沢にある市ではないわけですから、そういったところでしっかり精査しなければいけないなと思っております。

最後にしますけど、やっぱりこの目的というのは、先ほど言ったように、安定した子どもたちのための場所を確保するためのという話ではあると思うのですが、もしもこういった話がいろいろこじれて、もう返してほしいというふうになった場合、一部でもですけど、そうなった場合、そういった目的というのは、結局達成できるのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、借りておるところは必要などころでありますので、もし一部でもそういったことになると、学校運営上、支障がかなり出ると考えます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、本当に慎重にどうか、1人1人を大事に考えていかなければならない事業だと感じます。私は、今、質疑を聞いても、ちゃんとそういうふうに慎重にまとめられるかどうかというのはちょっと心配でなりません。

最後ですけど、評価額だけ、ちょっとお聞きします。1平米8千円ぐらいの評価額ということですが、これも国のほうで買ったときには、280円でいいというデータもあったりして、そこら辺の評価額がすごく高いのではないかなと思うのですが、そこら辺は大丈夫なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 質疑の中身で確認

したい点が。

○丸山隆弘委員長 大体御理解していただけると思いますが、いいですか。

○原田俊介教育総務課長 その280円というのは、その資料に、どこにあった。

○丸山隆弘委員長 借地の。

○原田俊介教育総務課長 国の、何か今280円というのが資料の中にあるような御発言だったかと思ひ、ではない。

○浅尾洋平委員 山口委員が調べて、ネット上の。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員、申し訳ないです。

先ほどの質疑ですけど、借地料と買収の平均単価がちょっとごっちゃになっていると思いますので、その辺のところ、いいですか。答えていただけますか。

原田教育総務課長、改めてお願いします。

○原田俊介教育総務課長 農地の売買として平米当たり278円ということ、先ほど答弁させていただきました。

今回の、単純に平米当たり8千円幾らという価格につきましては、不動産鑑定評価を行った上で、庁内での検討会を経て、単価を決定しておりますので、適正な価格だと認識しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第114号議案の質疑を終了します。

本案に対しましては、山口洋一委員からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、修正動議ということをお願い申し上げたいと思います。

宛先は、予算・決算委員長、そして、提出者は私、予算・決算委員会の委員、山口であります。

第114号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議を提出します。

上記の動議を、新城市議会会議規則第94条の規定によりまして、別紙のとおり修正案を添えて提出をします。

提出の理由、第114号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）に計上の歳出10款3項1目学校管理費7,041万9千円のうち、中学校管理事業の手数料4万円及び用地購入費6,633万8千円の合計額6,637万8千円を取り消す。

その内訳は、令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）の財源内訳欄計上の一般財源7,041万9千円から6,637万8千円を減額をし、404万1千円に修正するものである。

これは、令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）の審査において、中学校管理事業のうち、手数料、用地購入事業費以外のものもろもろの事業に支障を及ぼすことのないような審査としなくてはならないわけであります。

先ほど来の予算質疑においても、多くの疑問、問題点が提示をされ、それぞれ深くお考えだと理解をしますが、冷静な判断をしなくてはならない。

そこで、中学校管理事業費のうち、手数料、用地購入費事業の減額によりまして、歳入20款1項1目基金繰入金、財政調整基金から6,637万8千円を減額となる。

このことにより、本件令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）の審査が冷静に判断ができるということを考えるわけであります。

さらに、令和5年6月2日の線状降水帯による市域の豪雨災害復旧が、これこそ喫緊の

課題となっている今、新都市財政調整基金の設置及び管理に関する条例第6条第2項の処分規定を最善の機会として認識をされ、市民の安全安心を醸成すべく、有効に財政調整基金を活用すべきと思慮することから、本修正案の提出の理由とさせていただきます。

そして、資料を簡単に説明申し上げます。

1 ページでは、先ほど申し上げた数値を第114号議案として、歳入部分の20款に記載をさせていただきます。

そして、2 ページでは同じくこの歳出の関係、404万1千円にするという数値が3の中学校費に載っているということで、以下、御覧おきいただくわけではありますが、ちょっとここで、3 ページのところの歳入の計の欄に、上段ですが、3,350万8千円となっておりますが、ここを9億2,146万2千円に、というのは、計算上は補正前の額、8億8,795万4千円プラス補正額3,350万8千円イコール9億2,146万2千円という数値になりますので、あの、実は申し上げますと、これエクセルでシグマの計算が、下だけあって上までコピーがしてなかったということですし、セルの位置が違いますので多分計算をしてくれなかったということでもあります。

そして、4 ページについても、基金の繰入金に補正前が8億8,687万円、3,350万8千円を加算しますので、9億2,037万8千円ということになります。

それから、もう1点、5 ページは同じく合計欄ではありますが、学校管理費として2億5,761万9千円プラス404万1千円は2億6,166万円ということをお願いをしたい。

そして、一番右欄の説明欄について、上からボツの二つ目の用地購入費とするのを用地購入償となっておりますので、これを費用の費に改めていただきたいと思います。

以上が提案の資料説明、そして、修正の動議の趣旨についてお願いをしたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 修正案の提出委員からの説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

修正案に対する質疑を終了します。

~~~~~  
この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後7時08分

再 開 午後7時52分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより、第114号議案及びこれに対する修正案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 柴田賢治郎です。

私は、原案に賛成の立場で討論を始めたいと思います。

先ほど、修正案が出た議案ではありますが、まずもって平成3年に学校事業に協力していただき、長きにわたり土地を提供いただいた地主に対しては、敬意を表したいと思います。

その上で、初めに土地の提供時に売却を希望した地主に対して、賃貸での契約をお願いしたのは市側の都合であり、その状況を是正する機会にしっかりと対応することは重要であります。

地主からの要望書が出ていないという議論に対しては、賃貸を続けるという議論になっており、市としての、賃貸ではなく売却する意思に反する話になると捉えます。

私は、99年契約において、賃貸している案件の整理をお願いしている議員として、本契約において必要な土地を購入すること、また事業達成に必要な賃貸をしている土地を、こ

れ以上の経費をかけることなく、購入して整理されるということは大切であると捉えております。

また、寄附をするということに対しては、私は、市行政が学校事業に税以上の負担をお願いすることを禁じている状況に反していると捉えております。御自身の意思で寄附をされる方には感謝申し上げますが、その寄附に至る経緯で負担や圧力を感じた寄附とならぬ配慮は必要だと感じております。

鑑定価格に対しても、手続上の不備はなく、その価値を基準とした価格提示も理解できるものでありました。

今までの契約における土地の面積に対し、不備が発覚したことやアンケートの内容に選択肢が少なかったことなど、執行部としては指摘されるべき事項はありましたが、本委員会にて整理され、土地購入についてはより鮮明となりました。

地主のプライベートについて、保全されているか否かについては、保全されているとの説明を受け、それを否定する情報は持ち合わせておりません。

本修正動議の内容が中学校に限定されている今、修正動議は否決され、市民福祉に即した速やかな予算執行が行われるべきと考え、原案に賛成の討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 第114号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論いたします。

今は、新城市は台風2号の被害で大変お金が要るときに面しております。この中で、県所有の新城東高校跡地についての草刈りの予算が出ておりますが、このときに急に出した補正予算が、市民が理解できるでしょうか。860万円のお金を出すよりも、これは今、物価高騰で苦しんでいる市民のために使うべき

であります。

また、中学校管理事業でのグラウンドとテニスコートの購入についても、私は同じように、この災害の中、緊急的な買取りの緊急性は全く理解できないと、市民ともに思います。

平成3年から現在に至るまでの借地料7,700万円も既に支払われておりますし、さらに土地の購入6,600万円の予算を立てるのは、これは市民の心を、反感を買うかと私は考えております。

同じお金であります、市民のための幸福のために使うべきお金を、この予算では使うべきであると考え反対討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、ただいま議題となっております第114号議案、修正案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

それぞれ原案に賛成、または反対というものもありましたが、とりわけ本件の修正を出させていただいた経過経緯の中には、30有余年にわたって土地を提供してくれた地権者の方、誠にありがたく厚くお礼を申し上げたいし、また、今般この土地を市のほうで求めていただきたいということではありますが、先ほどの修正案の説明の中でもあったように、今回の豪雨等々において、悲惨な状況の中で、さて市民が一生懸命に働いて出していた税金の使い方について憤りがある部分がある。それは財政調整基金、俗に昔からいう言葉ですが、爪で集めて箕で捨てる、こぼれたお米を1粒1粒集めて、箕に入れて、大事に大事にしようと思うものをぱっと捨ててしまおう、そういったものに起因をするのではないかというようなことであります。

したがって、買うこと自体そのものはあれであります、今補正予算に計上されております当該金額6,637万8千円、これについては修正をして歳入歳出の総額から6,637万8千

円を取り消すべきだということでもありますので、修正案に賛成という立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第114号議案の令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）に、原案に対して反対の立場で討論をいたします。

詳しくはここでは言いませんが、大きく分けて予算計上をする論拠が薄弱だということが、質疑の中で分かったからであります。

1点目は、草刈りのお金の金額860万円の予算ですが、当初は利用するために全部のところをやるという予算立てをしてきたという答弁だったのですが、しかし、私が「県は必要最低限でいいのではないか」という資料を持ち出したら、「そうしていきます」というような答弁に変わったわけですから、やはり予算計上、これ非常に大ざっぱな860万円の予算だと言わざるを得ないと思い、私は論拠がないと思っております。

もう1点は、6,600万円の土地を購入するという東郷中学校のものでありますが、こちらのほうも要望書が軸になると答弁ではありましたが、しっかり聞くと、2人の人しか直接要望書は出ていなかったということが明らかになっておりますし、また、詳しく聞けば、土地の地権者の人たちが9人みんなまとまっての話ではないということを確認できたものですから、やっぱりこのまま不信感を持たれたまま進めるというのは理解ができません、私は反対といたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第114号議案を採決します。

まず、本案について、山口洋一委員から提出された修正案について、起立によって採決をします。

本修正案に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 ただいまの起立者は8名でございました。ちょうど分かりますので、委員長裁決とさせていただきます。

修正案に賛成をいたします。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決された部分を除く原案について採決します。

採決は起立により採決します。

修正議決した部分を除く原案について、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

ここで、説明員入替えのためしばらく休憩します。

休 憩 午後8時03分

再 開 午後8時05分

**○丸山隆弘委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

次に、第124号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳入について確認したいと思います。

まず、20款の繰入金なんですけど、これ基金繰入金を2億7,246万8千円入れてますけ

ど、これは将来的に国や県や何かから補填されるような財源で組み換えすることは見込める繰入れなのでしょう。

その辺について確認します。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 今回の繰入金につきましては、一部、一般財源で対応しなければならぬ小災害のものも充当させていただいておりますので、全てが国から戻ってくるというような金額ではございません。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 全てではないけど、どの程度戻ってくるのかは、現時点では数字は難しいかも知れないけれど、何割程度でいいです、戻ってくるのかなということと、それについてお答えできればと思います。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 まだ、公共災害の査定も終わっていませんので、今、受けているような状況もございますので、すいません、今すぐに、このうちの幾らかだということが、はっきりは言えませんが。

今、土木課のほうも、早期の災害査定というものを、今回のこの災害で受けまして、本来、設計委託のほう为国の補正に充当しないものを、今回早期の査定を受けることによって、歳入が委託についてももらえるというような要件を今、国土交通省のほうから昨年度から始めまして、今年度新城市、この台風被害につきましても充当をというような形で要求をしておりますので、なるべく国費をいただけるような形で、基金からの繰入金も今後また調整をさせていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 続いて、23款の市債について、これ当初予算で聞けばよかったんですけど、今回、市債も増額しておりますが、3億3,190万円ですが、こういった予期せぬ災害の場合の市債というのは、有利な起債等はあ

るのでしょうか、現時点で分かる範囲でお願いします。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 こちらにつきましても、公共災害の市の負担分のところが充当できるものの市債を充当しておりますので、償還10年の据置きだったと思いますけども、すいません、ちょっとまたそこを確認させていただきますけども、有利なものを借りれるようにしております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 償還10年ということですが、交付税措置とかその辺については何かあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 すいません。今、手持ちに資料を持っておりませんので、ちょっと確認をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 歳入のほうでお聞きします。

先ほどの財政調整基金繰入金ということで2億7,246万8千円ということですが、これはどういう基金の利活用の理由ということでやるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 今回の補正予算の基金の繰入金につきましては、歳入のほうで計上させていただきました国庫支出金、県支出金、寄附金、市債等を合計させていただきました、財源不足分といたしましての基金繰入金になりますけども、処分の中でも、災害対策ということもございまして、そちらの面からも2億7,246万8千円を繰り入れさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そしたら、財源不足の面もあるけれども、条項でいうと、第6条第2項の災害時復旧に充てる財源が著しく不足する

場合において埋めることができるということも入っているということで理解していいでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 委員おっしゃるとおりです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こういった災害時のときは、条項がより上ですので、やっぱりこの第6条第2項というのが適用になるのではないかなと私は思っておりますので、理解できました。歳出のほうでお聞きます。

保育所管理事業で、千郷中こども園の雨漏りの修繕、千郷東こども園遊戯室の修繕ということですが、こちらのほうはいつ、どのぐらいで直るのか、またどのような状況なのか、分かる範囲内でいいですが教えてください。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 千郷中こども園の修繕でございますが、ここは保育室と遊戯室に雨漏りが発見されました。

屋根に登ってみたら、少し穴が開いている箇所等がありましたものですから、屋根と壁等の修繕になります。

それから、千郷東こども園ですが、こちら特に遊戯室に雨がやっぱり降り込んできましたものですから、床の塗装がかなり剥げてガラガラになっている状態でございますので、その床の張替え修繕でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 状態が分かりましたが、大体いつ頃直るとか、そういったスケジュールは。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 申し訳ありません。千郷中こども園につきましては、一月ぐらいかかるはずでございます。実際に、修理に入るのが数日間だと聞いております。

それから、千郷東こども園につきましては、

こちら発注から2か月ぐらいかかる予定でございますが、実際の工事期間は1週間ほどということで聞いております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。速やかにやっていただきたいなと思っております。

あと、1点、土木費のところの南部企業団地内ののり面の補修ということですが、これはどういった状況なのか、また、いつ頃直るのかというのを教えてください。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課参事。

○権田晃明都市計画課参事 こちらは、南部企業団地の外周道路の管理用道路があるんですけども、そちらのほうに緑地から土砂が流出しておりますので、その土砂の流出と一部倒木の撤去という形になります。

時期につきましては、実際工事については、多分1日か2日で終わる工事だと思っておりますが、発注時期はなるべく早くしたいと思っておりますが、今のところ未定でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、南部企業団地に向かう道なのですが、市民から庭野のローソンからイノアックのそういった行く間の道に崩落した場所があって、そこを早期に修繕を望むと。学校へ行く通学路もあつたりとかする場所なのですが、そこは今回入っているのか。そこら辺ちょっと確認させてください。早急にやってほしいという要望があったので、今ここで聞きます。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 市道萩平野川大田線の北山峠のことかと思えますけれども、今回そちらにつきましては、応急復旧は進んでおりますけれども、現在、現年発生災害復旧事業、公共債のほうで申請をさせていただいておまして、今日から国土交通省の査定官に順次、市内を見て回っていただきまして、その後に復旧方法を検討しまして、災害の申請をして、

早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

じゃあ、具体的に日程とか、工事着工とかそういったことはまだこれからだよという認識なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 そちらについてはまだ未定で、今後となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 歳出のほうでお聞きします。

教育費の設楽原歴史資料館管理事業ですね。これは、どういった状態であったのかということと、今どのようになっているのか。

そして、いつまでに修繕するのかこの3点お願いします。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今、御質疑のございました設楽原歴史資料館の雨漏りの状況ですが、場所といたしましては研修室で雨漏りをしております。

原因といたしましては、研修室の屋上に室外機がございまして、その室外機のダクトのところに隙間が空いておりまして、その壁とダクトの間の隙間を通じて壁を伝いながら雨漏りをしているというような状況です。

今回の台風2号によりまして、かなり雨漏りの状況がひどくなったというような形で、今、少しでも雨が降ると雨漏りがまた、大量の雨が滴として垂れるような状態になってきております。ですので、現況としてはバケツを置いて対応しているような状況でございます。

天井も雨染みがこれで、恐らく出てくると

思いますので、ちょうど場所といたしましては研修室の前方になりますので、いわゆる教室方式で座った場合に前のほうにそういった雨染みがあったり、雨漏りのバケツが置いてあるという状況が現況でございますので、早急に直したいと思っております。

今、資料館もかなり人が来ておりまして、研修室もこれから使用頻度が増えてくると考えておりますので、研修室の利用がないときを見計らいながら、工事期間としてはそれほどかからないはずですので、そういう時期を見計らいながら早急に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 室外機とダクトの隙間を通じて雨漏りしてた、これ以前からぼとぼとはあったのですか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 以前から雨漏りはございましたが、その原因が分からないという状態でした。

雨漏りが発生してないところから雨が漏れるか分からないということで、何回か業者さんにも見てもらったり、天井裏をちょっと見たりするんですけども、全体が湿っているような状態であったりして、どこが原因か分からないような状況でした。

ですので、屋上の防水シートを張り替えて対処してきたんですけども、なかなかそれが止まないという状況で、今回、台風2号のときはかなり大幅に漏れていたもので、その段階で状況を確認したところ、雨漏りの場所が特定できたので今回、修繕工事をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 すいません。先ほどの公共債のほうの交付税措置でございますけども、やはり幅がございまして、市町村の財政

力指数によって変わるんですけども、昨年度
新城市48%でした。高いとこですと90%もある
のですが、昨年度実績としては48%という
ような状況になっております。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第124号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第124号議案は原案のとおり可決
すべきものと決定しました。

~~~~~  
以上で本委員会に付託されました議案の審  
査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告  
の作成については、委員長に一任願いたいと  
思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのよ  
うに決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉  
会します。

閉 会 午後8時20分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを  
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘